

第2次みよし市環境基本計画

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

— 中間見直し(案) —

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

脱炭素

脱炭素のまちづくり



自然共生

自然共生のまちづくり



資源循環

循環型のまちづくり



安全安心

安全・安心のまちづくり



協働

協働による環境行動のまちづくり



みよし市



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
(1) 環境を取り巻く社会の動き	3
(2) 計画策定にあたっての重要な考え方	4
2 計画の基本的事項	5
(1) 環境基本計画の目的	5
(2) 環境基本計画の役割・位置づけ	5
(3) 計画期間	6
(4) 環境基本計画とSDGsとの関連	6
第2章 環境基本計画が目指すもの	7
1 目指すまちの姿	8
(1) 将来像	8
(2) 実現に向けての仕組み	8
(3) 将来像が目指す姿	9
第3章 環境・まちづくり分野別の施策展開	11
1 現状と課題	12
(1) 脱炭素のまちづくり	12
(2) 自然共生のまちづくり	21
(3) 循環型のまちづくり	31
(4) 安全・安心のまちづくり	37
(5) 協働による環境行動のまちづくり	43
2 計画の体系	48
3 分野別の施策展開	50
(1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性	50
(2) 自然共生のまちづくりの施策展開の方向性	60
(3) 循環型のまちづくりの施策展開の方向性	74
(4) 安全・安心のまちづくりの施策展開の方向性	82
(5) 協働による環境行動のまちづくりの施策展開の方向性	92
第4章 計画の推進	99
1 計画の周知	100
2 計画推進の体制	100
(1) 計画推進主体	100
(2) 計画推進管理	101

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

みよし市では、平成 13（2001）年 3 月に望ましい環境像として「みどり豊かな ふれあいのまち」を掲げ、「三好町環境基本計画」を策定しました。平成 23（2011）年 3 月には「水と緑を守りともにつくる環境共生都市*・みよし」を望ましい環境像として掲げ、「地球環境にやさしい 低炭素*型都市づくり」、「多様な生き物とともに暮らす 自然共生*型都市づくり」、「限りある資源の有効活用による 循環型都市づくり」、「みんなで環境を考え行動する 協働*型都市づくり」の 4 つの基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定し、平成 29（2017）年 3 月には計画の中間見直しを実施し、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

しかし、今後の環境政策の在り方は、昨今の地球温暖化*の影響により頻発する豪雨などの異常気象や、外来生物*の繁殖にともなう生物多様性*への影響、人口減少・高齢化の進展によるごみ出し・収集の問題など、対応への大きな変化が求められています。

国連では、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能*な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）*」を掲げました。このなかでは、エネルギー問題や気候変動*対策などとともに、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められ、同年 12 月には、「パリ協定*」が採択され、世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。

わが国では、こうした国際的な動向を踏まえ、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 6（2024）年 5 月には「第六次環境基本計画」を閣議決定および「循環共生型社会」の実現を打ち出し、令和 7（2025）年 2 月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、環境政策は大きな転換期を迎えています。

愛知県では、令和 3（2021）年 3 月に策定された「第 5 次愛知県環境基本計画」で、計画の目標を「SDG s 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が総合的に向上する『環境首都あいち』」とし、「日本一環境にやさしいあいち（環境の各分野の統合的向上）」、「環境と経済成長が好循環しているあいち（環境と経済の統合的向上）」、「地域が活性化している魅力あるあいち（環境と社会の統合的向上）」の 3 つのあいちについて、「安全・安心の確保」、「地球温暖化対策」、「自然との共生」および「資源循環」に向けた 4 つの取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取り組みを推進しています。

本市では、平成 31（2019）年 3 月に策定した「第 2 次みよし市総合計画*（2019－2038）」、令和 7（2025）年 3 月に策定した「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画*」を踏まえ、環境分野における新たな方向性や目標などを設定し、具体的な施策の展開が求められています。

このような複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会状況を踏まえ、環境分野における取り組みを市民・事業者・行政が一体となり、総合的かつ計画的に推進するため、本市の環境の現状を踏まえて令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 2 次みよし市環境基本計画」の中間見直しを行います。

(1) 環境を取り巻く社会の動き

年	国際動向	国内動向
1987 (昭 62)	国連ブルントラント委員会「Sustainable Development (持続可能*な開発)」	
1992 (平 4)	開発と環境に関する国際連合会議 (リオの地球サミット) 「気候変動*枠組条約」採択 「生物多様性*条約」採択	
1993 (平 5)		「環境基本法」制定
1997 (平 9)	第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) 「京都議定書」採択	
1998 (平 10)		「地球温暖化*対策推進法」制定
2000 (平 12)	国連ミレニアムサミット MDGs (ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals)採択	「循環型社会*形成推進基本法」制定
2001 (平 13)		「三好町環境基本計画」策定
2005 (平 17)	愛・地球博「自然の叡智*」	
2008 (平 20)		「生物多様性基本法」制定
2010 (平 22)	第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP10) * 「生物多様性戦略*計画2011-2020」採択 「愛知目標」採択	みよし市 市制施行
2011 (平 23)		「みよし市環境基本計画」策定 (第 1 次)
2015 (平 27)	国連サミット SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) *採択 第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) * 「パリ協定*」採択	地球温暖化対策推進本部で、 「日本の約束草案」決定 2030 年度に 2013 年度比 26.0% 削減 (2005 年度比 25.4%減)
2018 (平 30)	中国、東南アジア諸国が廃プラスチック類、 古紙輸入規制	国が第五次環境基本計画を閣議決定 国が「地域循環共生圏*」を提唱
2019 (令元)	G20 で海洋プラスチック汚染問題について 首脳宣言	12 月 4 日 市議会において市長に よる「ゼロカーボンシティ宣言*」
2020 (令 2)		環境省「気候危機宣言」 国が「2050 年カーボンニュートラル 宣言」
2021 (令 3)	グラスゴー気候合意及びパリ協定の実施 指針 (ルールブック) の採択	「第 2 次みよし市環境基本計画」策定 「みよし市生物多様性戦略*」策定
2022 (令 4)	「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」 立ち上げ宣言 (COP27)	
2024 (令 6)		「循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行加速化パッケージ」を閣議決定 「第六次環境基本計画」を閣議決定 国が「循環共生型社会」を提唱 「地球温暖化対策の推進に関する法一 部を改正する法律案」の閣議決定 「みよし市ゼロカーボンシティ推進計 画*」策定
2027 (令 9)		「第 2 次みよし市環境基本計画」中間見 直し 「みよし市生物多様性戦略」中間見直し

図 1 気候変動と温室効果ガス削減に向けた社会の動き

(2) 計画策定にあたっての重要な考え方

①ゼロカーボン

地球温暖化*対策の推進に関する法律では、都道府県および市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとしてされています。

平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定*」では「平均気温上昇の幅を 2 度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC (国連の気候変動*に関する政府間パネル) の特別報告においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには 2050 年までに CO2 の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

②持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)

平成 27 (2015) 年に「国連持続可能な開発サミット」が、150 を超える加盟国首脳の参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。アジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs) *」です。



図2 SDGs の 17 のゴール

③環境基本計画における国の考え方

国の「第六次環境基本計画」では、「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していくことが、持続可能な社会としての「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)である」としています。

さらに、「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング*、経済厚生の上昇」を最上位の目的としています。

【環境省：第六次環境基本計画（令和 6（2024）年 5 月）より】

④ノン・ステート・アクターによる自主的な取り組み（協働の取り組み）

平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定」の目標は世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。この目標の達成に向けては各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体をはじめとしたあらゆる主体、「ノン・ステート・アクター*」による自主的な取り組みが極めて重要とされました。これは地方自治体や、民間企業、NPO*などの主体による取り組みを指し、市民・事業者・行政の協働*で取り組む必要があります。

2 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画の目的

本計画は、みよし市環境基本条例第 12 条の規定に基づき、市民の快適かつ健康的で文化的な生活を営むことができる環境の保全および創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

(2) 環境基本計画の役割・位置づけ

本計画は、環境の保全および創造に関する施策の推進により、現在および将来の世代の市民の快適かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保する役割を担います。

本計画は、国・県の環境基本計画および第 2 次みよし市総合計画*をはじめとする関連計画と整合を図り、本市の環境分野に関連する施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

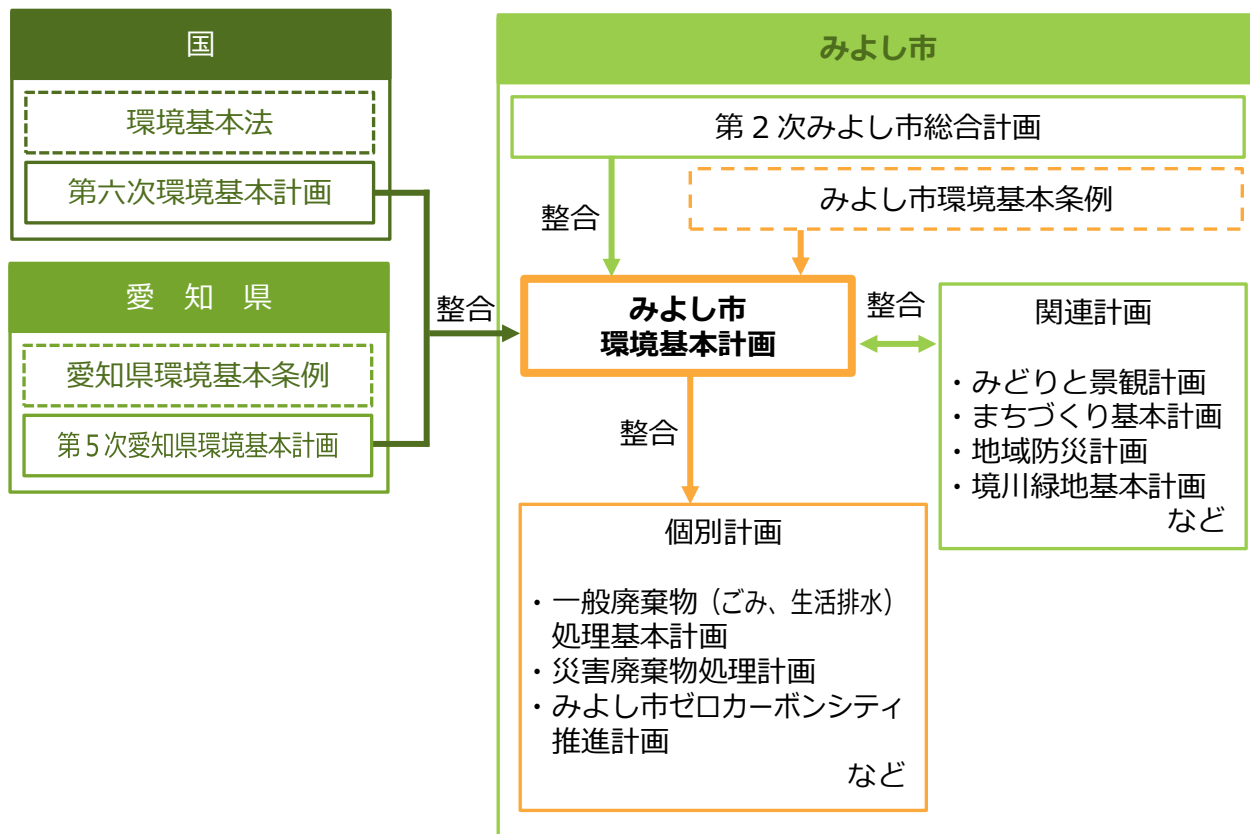


図3 計画の位置付け

(3) 計画期間

2050年までにCO2排出量実質「ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言*」や、SDGs*が掲げる2030年の目標、「第2次みよし市総合計画*」の設定した計画期間を踏まえ、「第2次環境基本計画」の計画期間を令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの**10年間**とします。

本計画は、中間見直しの位置付けとなります。なお、計画内容は社会情勢に応じて、適宜見直します。

●前期5年 令和3年度～令和7年度 / 後期5年 令和8年度～令和12年度

年度	元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030
総合計画	基本構想（2019－2038 20年）											
	基本計画（10年）											
環境基本計画	前期（5年）											
	中間見直し 後期（5年）											

図4 計画期間

(4) 環境基本計画とSDGsとの関連

本計画では、SDGs「17のゴール」の考え方を取り入れ、SDGsの視点を持ちながら統合的なアプローチを行う事で各課題を解決するとともに、SDGs「17のゴール」の達成に貢献します。



図5 環境基本計画とSDGsとの関連

第2章

環境基本計画が目指すもの

1 目指すまちの姿

(1) 将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

第2次みよし市環境基本計画が目指すまちの姿は、みよし市の地域資源*を最大限活用しながら自立・分散型の循環社会を形成しつつ、地域間の特性に応じた資源を支え合い共生することにより環境・経済・社会が総合的に循環し、地域の活力を最大限に発揮されることを目指す持続可能な地域でのSDGs*の実践（ローカルSDGs）を目指すものです。

循環・共生する持続可能なまちづくりにより、「第2次みよし市総合計画*」の将来像「みんなで育む・笑顔輝く・ずっと住みたいまち」の実現を目指すという思いから、本計画の将来像を「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とします。

(2) 実現に向けての仕組み

本計画は、「脱炭素*」・「自然共生*」・「資源循環」と、それを支える基礎となる「安全・安心」の4つの分野で構成し、市民・事業者・行政の「協働*による環境行動*」により「循環・共生」しながら総合的なみよし市の環境・まちづくりの向上を推進し、将来像の実現を目指します。

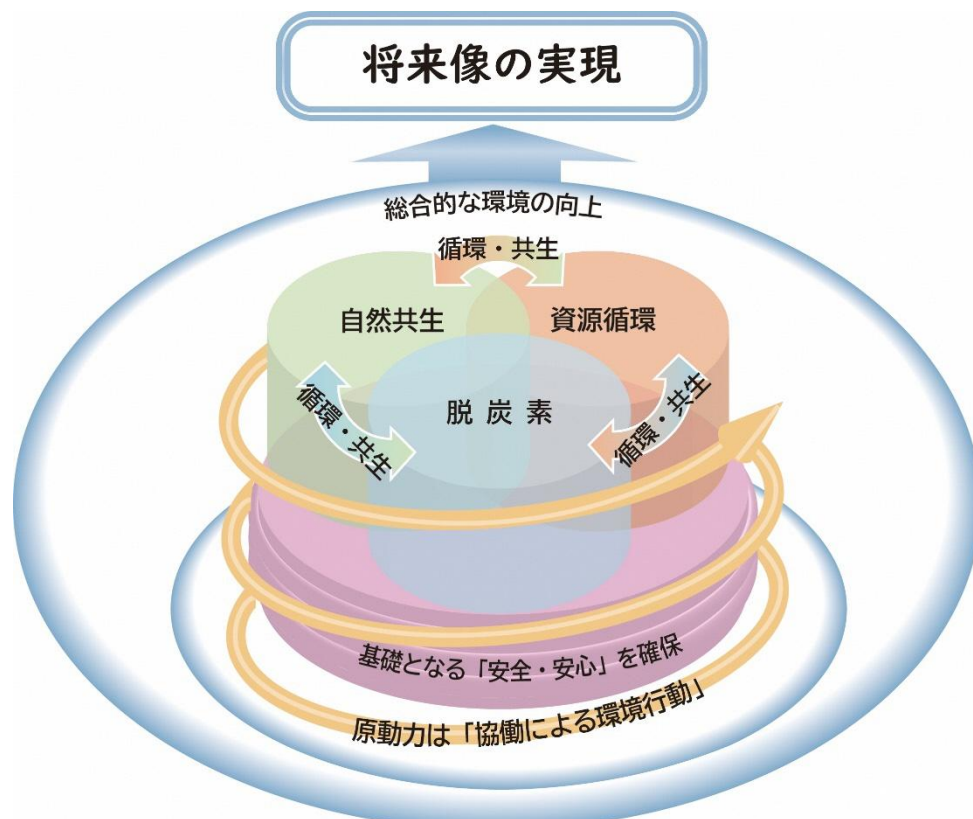


図6 実現に向けての仕組み

(3) 将来像が目指す姿

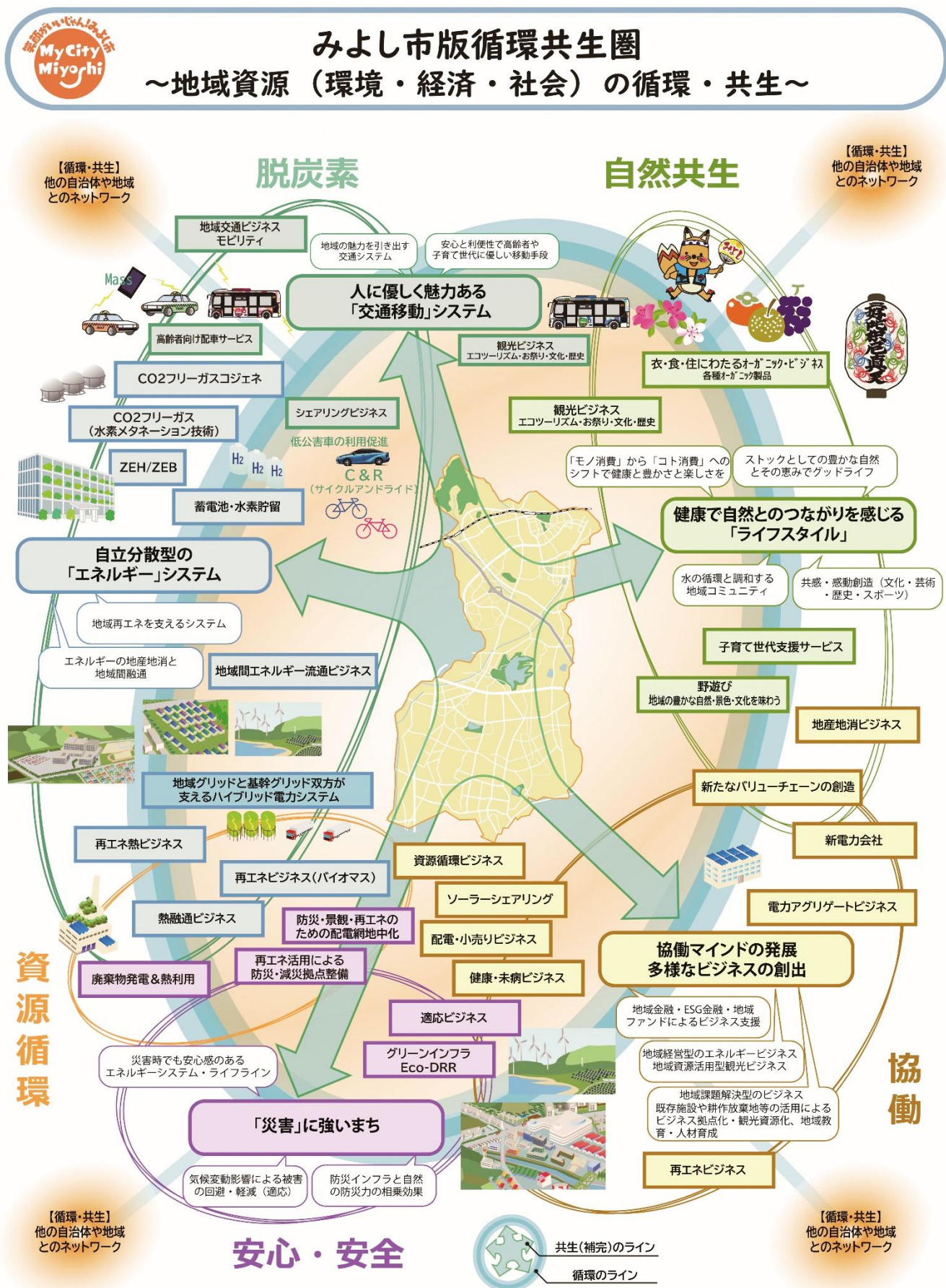


図7 将来像が目指す姿

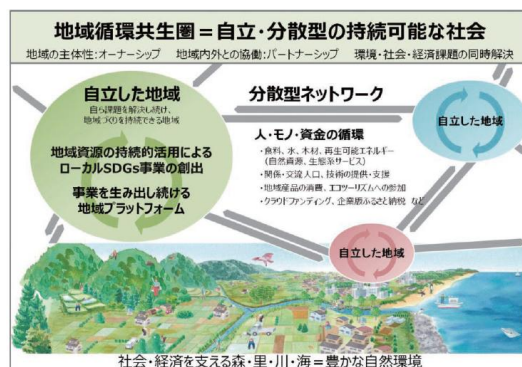
コラム

地域循環共生圏

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連の「持続可能な開発目標*」(SDGs)や「パリ協定*」といった世界を巻き込む国際的な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱しました。「地域循環共生圏*」とは、2018年第5次環境基本計画にはじめて位置づけられた概念であり、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカルSDGs事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。

「地域循環共生圏」(は、第六次環境基本計画(2024年5月閣議決定)において、同計画の中心概念である「ウェルビーイング*/高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置づけられました。



【地域循環共生圏の3原則】

- 地域の主体性 = オーナーシップ
- 地域内外との協働 = パートナーシップ
- 環境・社会・経済課題の同時解決

環境省の「つなげよう、支えよう 森里川海」プロジェクトでも、地域の自然環境の保全や再生を進め、そこから得られる恵みを上手に活用することで、地域の社会や経済にも貢献していこうという「地域循環共生圏」の考え方の普及を図っています。

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は都市が地方に依存しているのです。地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。都市と地方のそういったつながりの大切さに目を向け、都市と地方がお互いに支え合う関係を強固にすることで、複合化する環境・経済・社会の諸問題を同時に解決することができるのではないのでしょうか。

地域循環共生圏とは、地域の資源、自分たちの目の前にあるものの可能性をもう一度考え直し、その資源を有効活用しながら環境・経済・社会をよくしよう、資源を融通し合うネットワークをつくっていこうというものです。その視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイルなどがあります。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。この実現に向けて、関係省庁と連携しながら取り組んでいきます。

(出典：環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏)

<http://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/#shiru-gaiyou>

第3章

環境・まちづくり分野別の施策展開

1 現状と課題

(1) 脱炭素のまちづくり

1) 現状と課題

① みよし市全体の二酸化炭素排出量

【現 状】

- 令和5年度の市域全体から排出される二酸化炭素排出量は前計画策定（平成23年度）以降、減少傾向にあり、1人当たりの排出量もそれに伴い減少傾向にあります。平成29年度における総排出量に占める割合は、「産業部門*」が約70%と最も多く、産業部門の99%以上は「製造業」からの排出となっています。（R7環境省排出量カルテ）

【課 題】

- 全体的には減少傾向であるが、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門*」からの排出はまだ多く、エネルギー利用方法の見直しや、省エネルギー機器への更新、創・畜エネルギー*設備の導入の促進が必要です。

② 公共施設からの二酸化炭素排出量

【現 状】

- みよし市の公共施設から排出される二酸化炭素は、令和5年度時点では減少傾向にあり、公共施設うち、温室効果ガス*（CO₂）の多い主要7施設からの温室効果ガス（CO₂）排出量が全体の排出量の60%程度を占めています。（みよし市ゼロカーボンシティ推進計画*）

【課 題】

- 市の所有する公共施設について、一部施設からの排出量が多いことや、小中学校および三好公園総合体育館では熱中症対策および防災対策の一環として施設への空調機器の導入による排出量が増加しています。高効率機器への更新や、施設の利用方法の見直しが必要です。

③ 交通の変化

【現 状】

- みよし市内主要幹線道路である東名高速道路、国道153号、県道合合豊田線、県道豊田知立線の令和3年度の交通量は平成27年度に比べて減少傾向にあります。（R3交通センサス）
- 市内に位置する黒笹駅、三好ヶ丘駅の乗降者数、名鉄バス、さんさんバスの令和5年度の利用者数は増加傾向にありますが、運行便数の減少等により三好ヶ丘ループバスの利用者数は減少傾向にあります。（R7みよし市地域公共交通計画*、R7みよしの統計*）

【課 題】

- 脱炭素*のまちづくりを目指すためにも、更に公共交通機関（電車、バス、タクシー）の利用の促進が必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

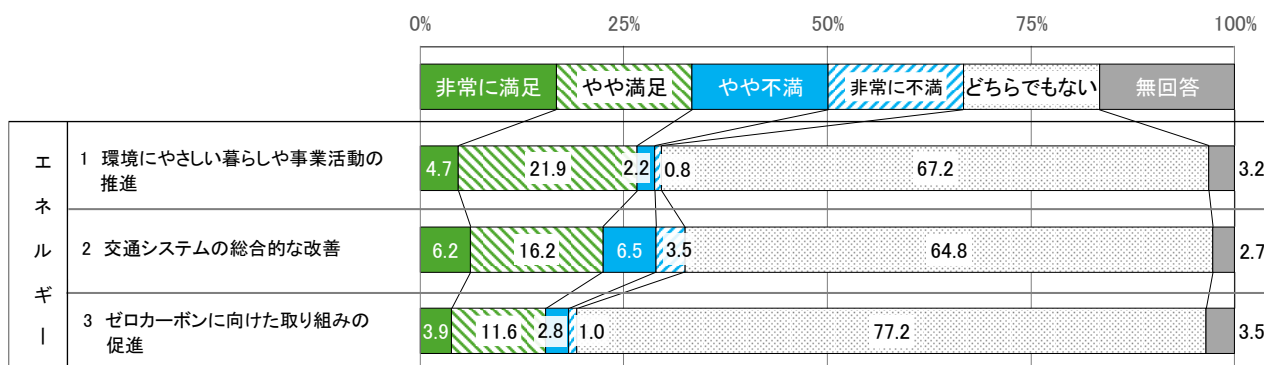


図8 市民の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が22%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「ゼロカーボン*に向けた取組の促進」は77%以上が「どちらでもない」と回答しています。

●属性別の傾向

- ・「ゼロカーボンに向けた取組の促進」の年代別では、「70代以上」で「どちらでもない」と回答した割合が69%程度と最も低い一方で、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が83%程度と最も高くなっています。
- ・職業別では、「パートタイマー、アルバイト」で「どちらでもない」と回答した割合が84%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」について「どちらでもない」と回答した市民が67%程度いるため、ゼロカーボンに関することについて市民への啓発が必要です。
- ・「交通システムの総合的な改善」については満足・不満がほぼ同率となっていますが、居住地区により満足度の差が出ています。
- ・「ゼロカーボンに向けた取組の促進」は「どちらでもない」と回答した割合が高くなっていますが、「20代」・「30代」の満足度が高い傾向にあります。
- ・全般として、「どちらでもない」の回答が多くなっているため、世界的な課題である地球温暖化*対策への理解、本市が表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」などの周知が必要です。
- ・下記の環境に関する理解度の設問では、地球温暖化への「適応」という言葉の意味について50%以上の市民が「知っている」と回答しており、「聞いたことがある」から「知っている」へ移行する工夫が必要です。

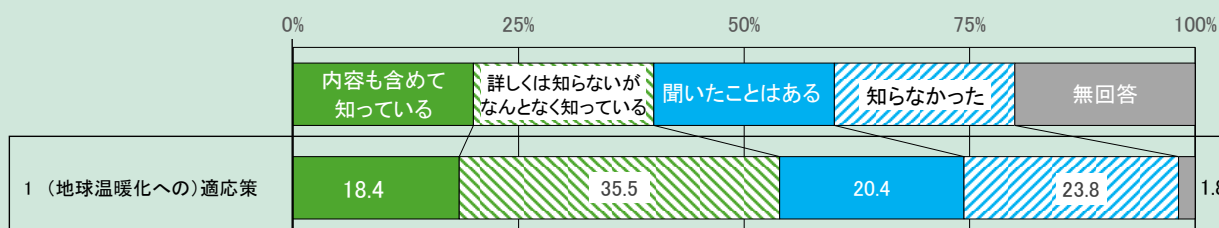


図9 市民の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

【環境に配慮している行動の状況】

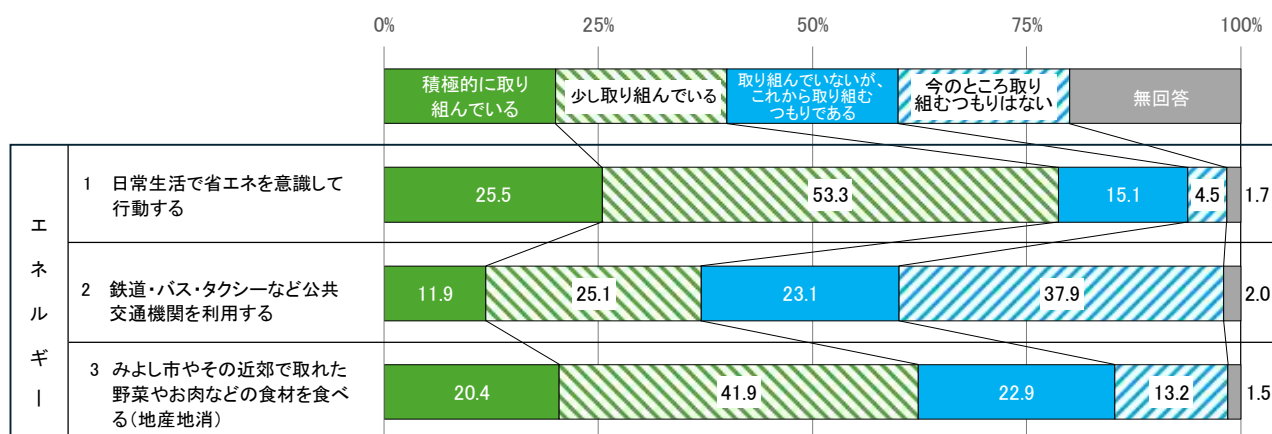


図 10 市民の環境に配慮している行動の状況（エネルギー）

● 解 説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「日常生活で省エネを意識して行動する」の79%程度が「取り組んでいる」と回答し、次いで「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消*）」となっています。しかし、「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」については、「取り組んでいる」と回答した割合が50%以下となっています。

● 属性別の傾向

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が88%程度と最も高くなっています。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」の年代別では、「30代」で「取り組んでいない」と回答した割合が69%程度と、他の年代と比べて高くなっています。
- ・「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消）」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が88%程度と高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が46%程度と低くなっています。

●施策への視点

- ・「日常生活で省エネを意識して行動する」や「みよし市やその近郊で取れた野菜やお肉などの食材を食べる（地産地消*）」については、高い年齢層では定着していますが、若年層への定着が課題です。
- ・「鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関を利用する」では、「取り組んでいる」とする市民が50%以下になっており、公共交通機関の利用促進が必要です。
- ・下記の省エネルギーへの配慮の状況に関する設問では、機器の使い方に関する工夫はされていますが、機器の更新の実施・実施予定の割合は低い状態であるため、機器更新の促進が必要です。

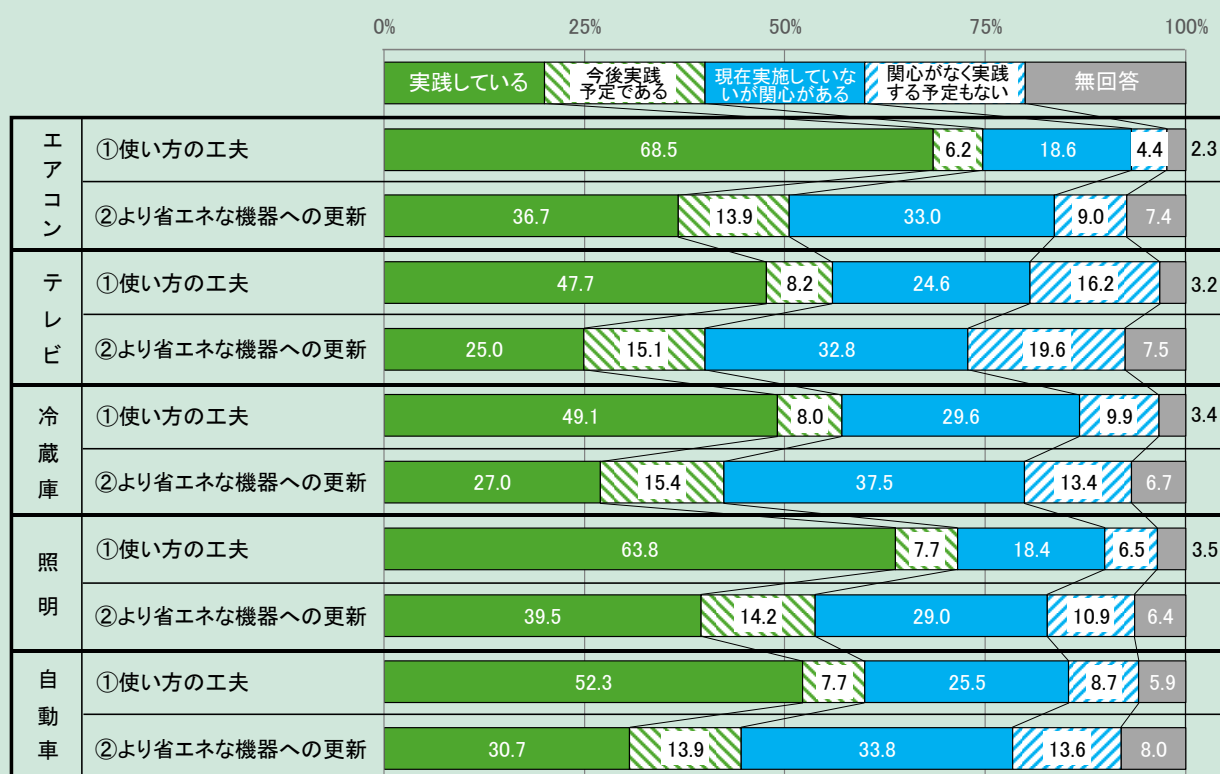


図 11 市民の省エネルギーへの配慮の状況

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

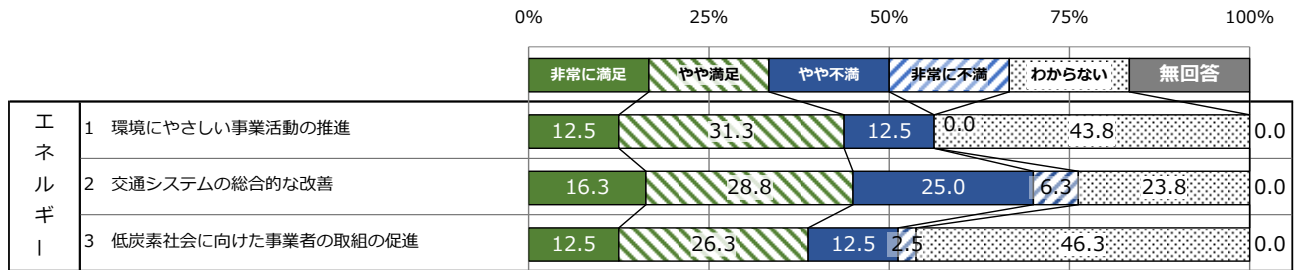


図12 事業者の環境政策への満足度（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「交通システムの総合的な改善」への満足度が45%程度と高く、次いで「環境にやさしい暮らしや事業活動の推進」となっています。「低炭素*社会に向けた取組の促進」は50%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- ・事業者の環境に関する理解度での「（地球温暖化*への）適応策」は、「詳しくはないがなんとなく知っている」とする事業者が50%程度となっており、「内容も含めて知っている」事業者の割合を増やすための周知が必要です。

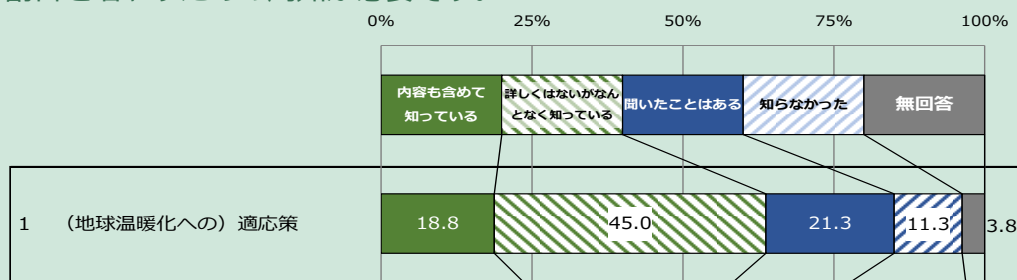


図13 事業者の（地球温暖化への）適応策に関する理解度

- ・環境に配慮した取り組みを進めるうえでの課題についての設問（複数回答）では、80%以上の事業者が「環境に配慮した取組は手間、時間、労力がかかる」としており、次いで「環境に配慮した取組はコストがかかる」が60%程度となっています。これらの解決のための行政支援、企業間連携などの検討が必要です。

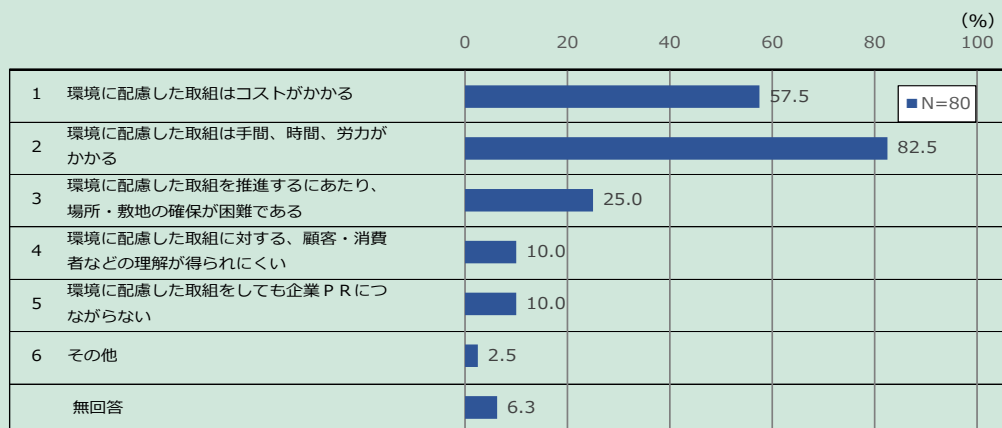


図14 事業者の環境に配慮した取り組みにおける課題

・事業所内設備の省エネ対策に関する設問では、比較的成本の低い「照明」についての「設備改修」を実施している割合が高く、次いで「空調・換気」に関する「運用改善」となっています。「現在実施していないが関心がある」と回答された項目について、普及・啓発とあわせて行政支援の検討が必要です。

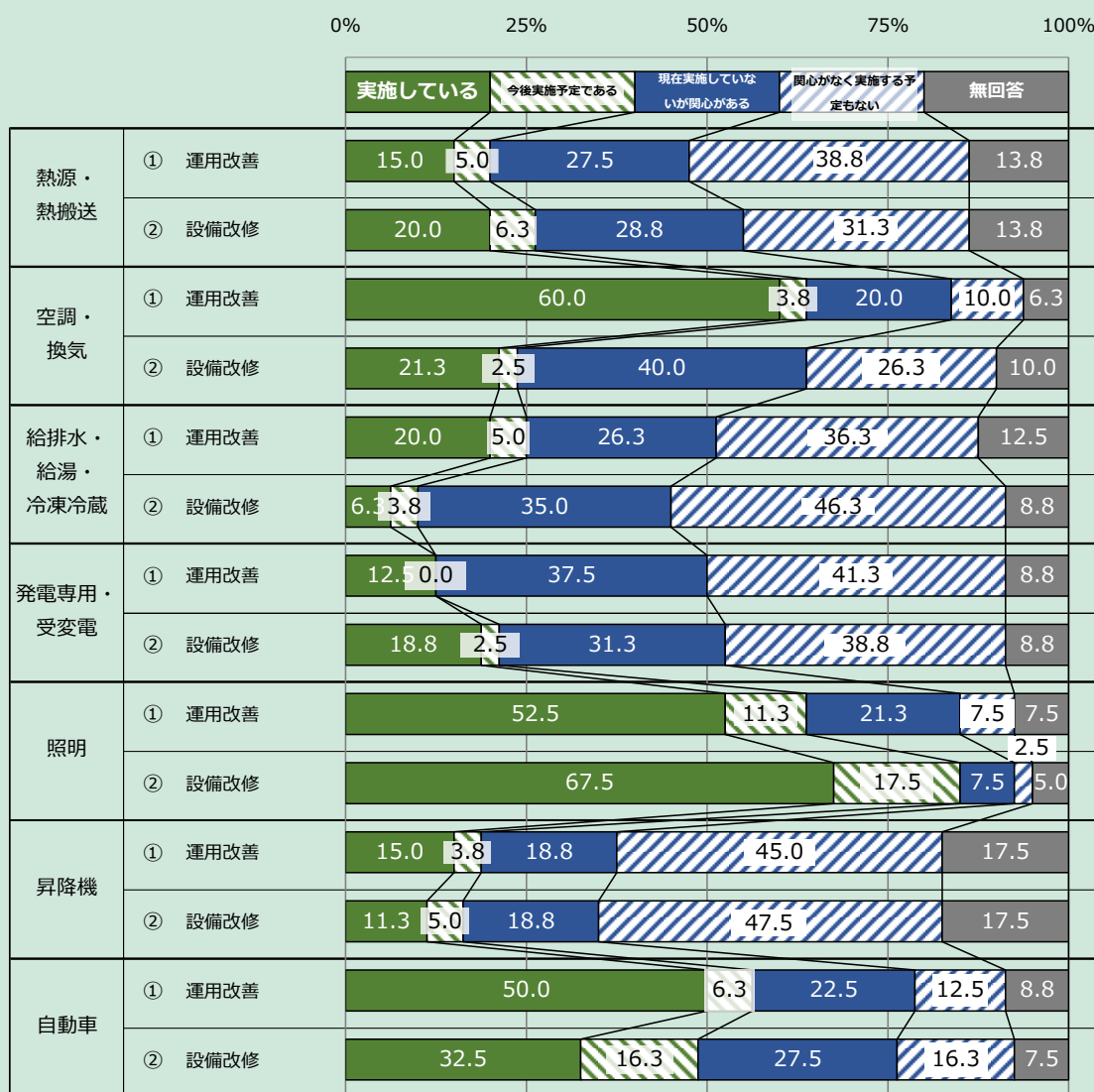


図 15 事業所内の省エネ対策の状況

【環境に配慮している行動の状況】

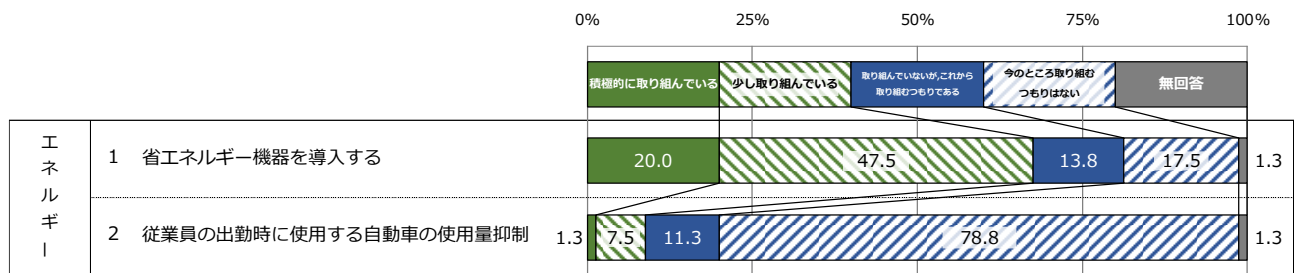


図16 事業所での環境配慮の取り組みの状況（エネルギー）

●解説

「脱炭素*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「省エネルギー機器を導入する」で70%程度が「取り組んでいる」と回答しており、「従業員の出勤時に使用する自動車の使用量抑制」では、90%程度が「取り組んでいない」と回答しています。

●施策への視点

・事業所での環境配慮の取り組みについて「取り組みを行う理由」の回答では、「企業の社会的責任として、当然するべきであるため」が80%以上となり、次いで「従業員の意識改革につながるため」となっています。また、「環境に配慮した取り組みにおける課題（P16、図12参照）」では「環境に配慮した取組はコストがかかる」について60%程度の回答がありましたが、下記の「環境に配慮した取組はコスト削減につながるため」について50%程度の回答がありました。事業者における環境配慮に関するコストの認識が両極端となっている状況であるため、市内事業者への環境配慮への認識を広げ、深めることが必要です。

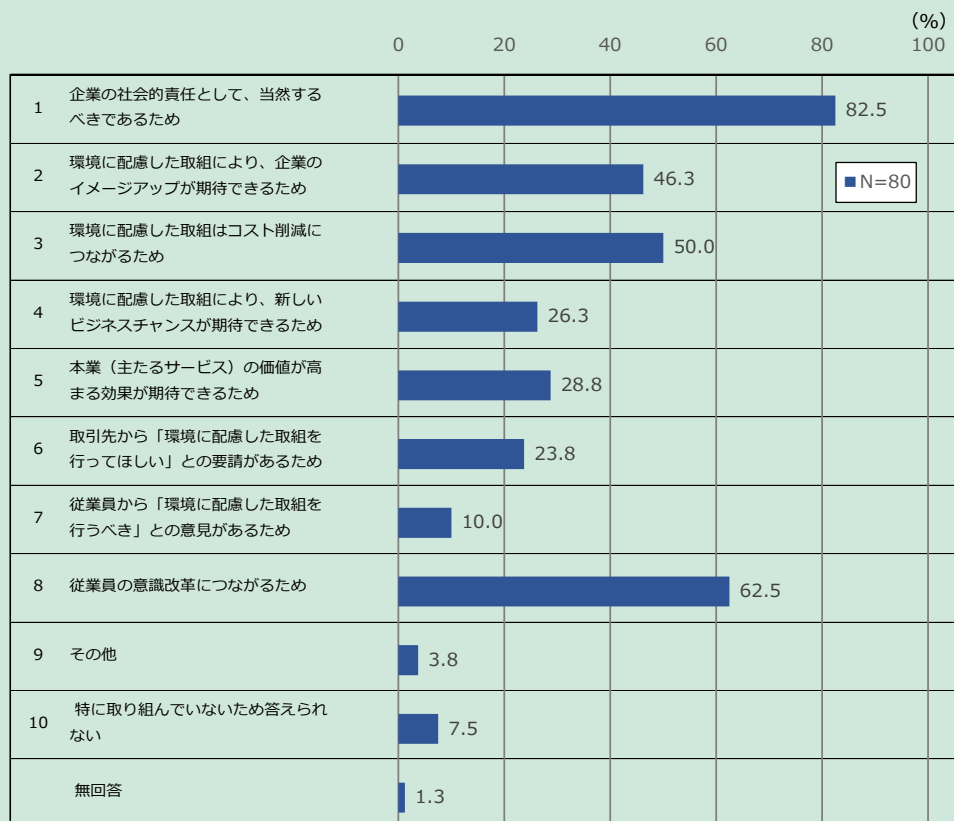


図17 事業所での環境配慮の取り組みを行う理由

- ・ CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組みでは、「地球温暖化*対策（環境保全事業への協力や、CO₂の削減の実施など）」が高く、次いで「自動車環境対策（環境負荷の少ない自動車の導入など）」となっています。CSRとして、地球温暖化対策に取り組むやすい環境を整えることが必要です。

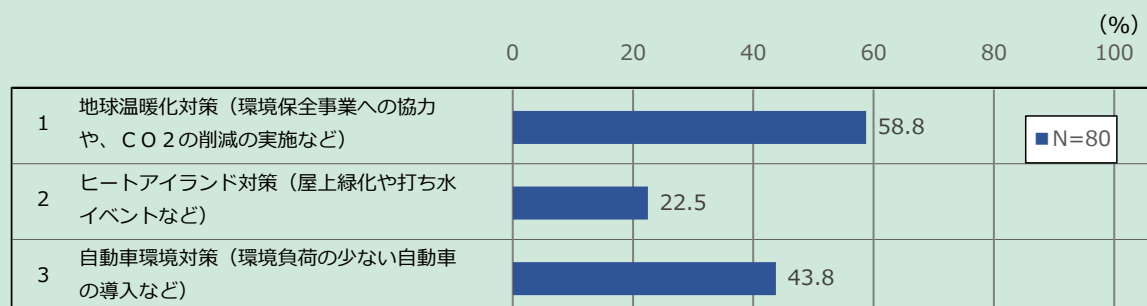


図 18 CSR（企業の社会的責任）の一環としてふさわしい取り組み

コラム

省エネ

省エネとは、「省エネルギー」の略です。私たちの生活に欠かすことができない石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことを意味します。また、エネルギーの利用には二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出が伴っており、省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。

わが国のエネルギー消費は、工場などの産業部門では減少しているものの、事務所・商店や家庭などの民生部門と、自動車などの運輸部門で増加しており、そのため全体としても増加しています。特に家庭部門は、第一次石油ショックがあった 1973 年度から、2018 年度までの間に、エネルギー消費量が約 2 倍に増加しています。

家庭の中でのエネルギー利用は、電気によるものが 50%以上を占めており、家庭部門のエネルギー利用量を減少させるためには、私たち 1 人ひとりが、節電をはじめとする省エネルギーを目指した行動を心がけていくことが重要となります。

家庭での節電を進めていく 3 つの方法		
 減らす	 ずらす	 切替える
【例】 ・電気製品の無駄な使用を控える ・省エネモードがある電気製品は、省エネモードで使用する	【例】 ・電気使用が多い時間帯を避け、夜間や早朝に変更する ・電気製品の同時使用を避ける	【例】 ・省エネ型製品へ買替える。 ・電気を使わないまたは消費電力の小さい機器に替える

（出典：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/what/）

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

市域からの市民 1 人当たりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO ₂ /年・人)					
目標値 (R7 年度)	14.6	現状値 (R6 年度)	12.4	評価	○ (- 2.2t-CO ₂ /年・人)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	—	策定	策定	○
家庭用エネルギー管理システム (HEMS) *普及への補助台数 (台)	家庭用エネルギー管理システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)	300	602	○ (+302 台)
電気自動車等充給電設備普及への補助台数 (台)	電気自動車等充給電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)	5	17	○ (+12 台)
燃料電池*システム普及への補助台数 (台)	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)	300	271	× (-29 台)
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)	550	800	○ (+250 台)
住宅用太陽光発電*システム普及への補助台数 (台)	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)	2,650	2,774	○ (+124 台)
低公害車*普及への補助台数 (台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数 (累計)	3,150	3,288	○ (+138 台)
市内公共交通全体の利用者 (千人)	市内公共交通全体の年間利用者数	3,170	2,955	× (-215 千人)
さんさんバスの利用者数 (千人)	さんさんバスの年間利用者数	321	380	○ (+59 千人)
市民を対象とした乗り方教室の実施状況 (回)	市民を対象とした乗り方教室の回数	3	4	○ (+1 回)

(2) 自然共生のまちづくり

1) 現状と課題

①土地利用

【現 状】

- 土地利用は、令和6年度には宅地と農地がそれぞれ約30%を占めていますが、農地・山林などの自然系の土地利用は減少傾向にあり、宅地利用は増加傾向にあります。
(R7 みよしの統計*)
- 農地では、令和元年度の遊休農地*の面積7haと比べ、令和6年度は遊休農地の面積が6.8haとなっており、0.2ha減少しています。

【課 題】

- 農地・山林などの自然系の土地利用を保全することが必要です。
- 遊休農地については、農家の高齢化により、農地を保全管理していくことが難しくなっており、市内の担い手へ集積化を図ることが必要です。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用最適化活動により、遊休農地解消に努めていく必要があります。

②公園・緑地面積

【現 状】

- 公園・緑地面積は、令和6年度時点では、102.0haとなっており、拡大傾向にあります。1人当たりの面積も令和6年度時点では、16.6㎡となっており、こちらも拡大傾向にあります。
(R7 行政評価報告書)

【課 題】

- 人口が増加しているため、さらなる公園・緑地面積の拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

③公害苦情件数

【現 状】

- 公害苦情件数は前計画策定（平成23年度）時点では、年間22件であったのに対し、令和6年度には年間17件と減少しています。しかし、騒音の苦情件数が多くなっています。(R7 みよしの環境*)

【課 題】

- 水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

④大気・水質・環境騒音

【現 状】

- 大気について、降下ばいじん量*の市内平均は令和元年度以降、愛知県平均と同等か、それよりも低くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では5箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5つの調査項目のうち、光化学オキシダント*について、令和6年度は環境基準*に適合でした。（R7 みよしの環境*）
- 水質について、小石川（落合橋下流）において令和6年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R7 みよしの環境）
- 環境騒音*について、市内のすべての測定地点において、令和6年度は環境基準に適合しています。（R7 みよしの環境）

【課 題】

- 定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みの啓発が必要です。

⑤生物多様性

【現 状】

- 市内にはカワセミやニホンタンポポなど、多くの指標種*が確認されています。
- 地域固有の東海丘陵要素植物群*の生育する湿地が残っています。（第2次みよし市環境基本計画基礎調査）

【課 題】

- 生態系*の保全のため、樹林ネットワーク、ため池などの水辺ネットワーク、森・草地・農地ネットワークなどの形成が必要です。
- 在来種*や地域固有の東海丘陵要素植物群の生育できる湿地環境が限られているため、保全することが必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

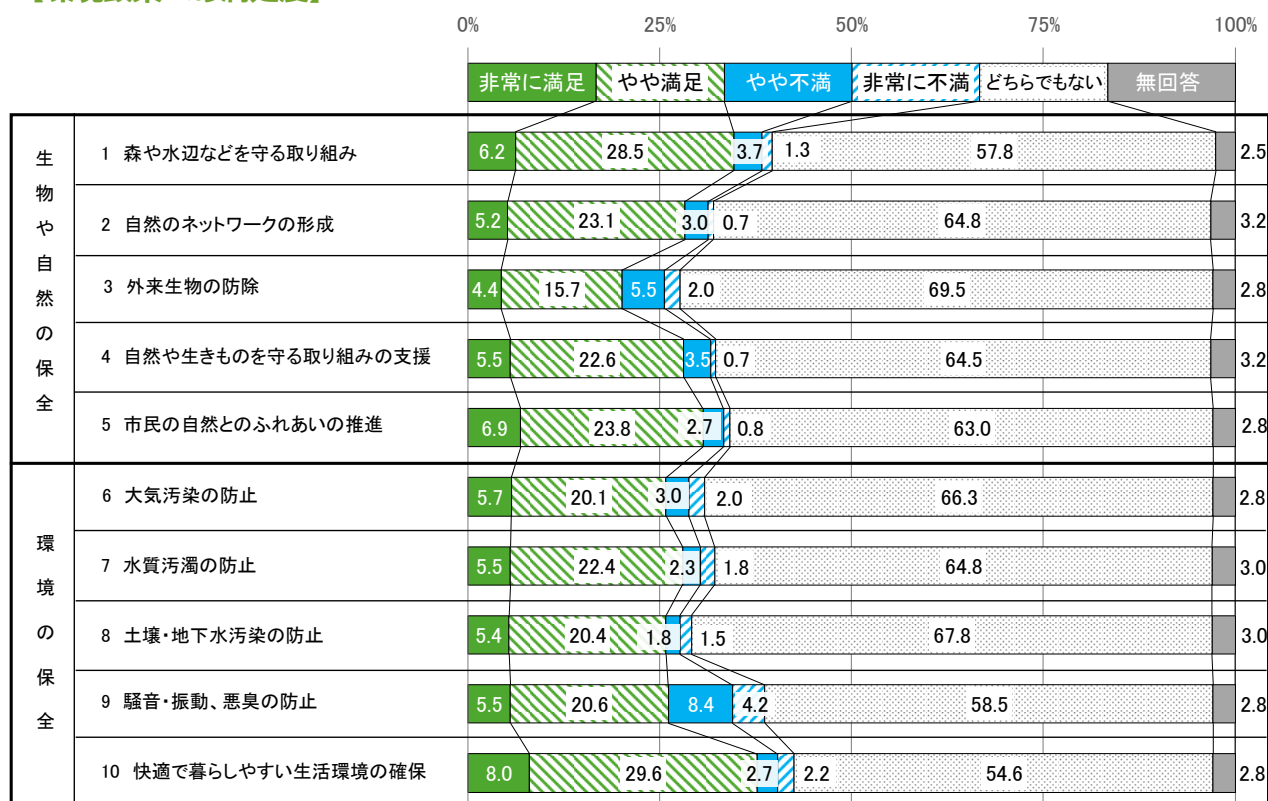


図 19 市民の環境政策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

●解説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は38%程度と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」となっています。回答者の60%程度が「どちらでもない」と回答している項目が多くなっています。

●属性別の傾向

- ・「森や水辺などを守る取り組み」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が50%程度と最も低くなっている一方で、「60代」で「どちらでもない」と回答した割合が61%程度と最も高くなっています。
- ・「自然のネットワークの形成」の職業別では、「無職」で「不満」と回答した割合が最も高くなっています。
- ・「外来生物*の防除」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が63%程度と最も低くなっている一方で、「60代」で「どちらでもない」と回答した割合が77%程度と最も高くなっています。
- ・「自然や生きものを守る取り組みの支援」の年代別では、「10代」で「不満」と回答した割合が13%程度と他に比べて高くなっている一方で、「20代」は0%程度と他に比べて低くなっています。
- ・「市民の自然とのふれあいの推進」の年代別では、「20代」や「30代」で「満足」と回答した割合が40%程度と高くなっている一方で、「60代」は21%程度と他に比べて低くなっています。

- ・「大気汚染の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「水質汚濁の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下汚染の防止」の年代別では、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が73%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」の年代別では、「20代」で「満足」と回答した割合が51%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・全般に「どちらでもない」と回答している市民が60%程度あり、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」の「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「どちらでもない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・下記の環境への満足度について「全体としての周辺環境への満足度」は62%程度と高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」については、比較的満足度が低いため、環境改善の必要があります。

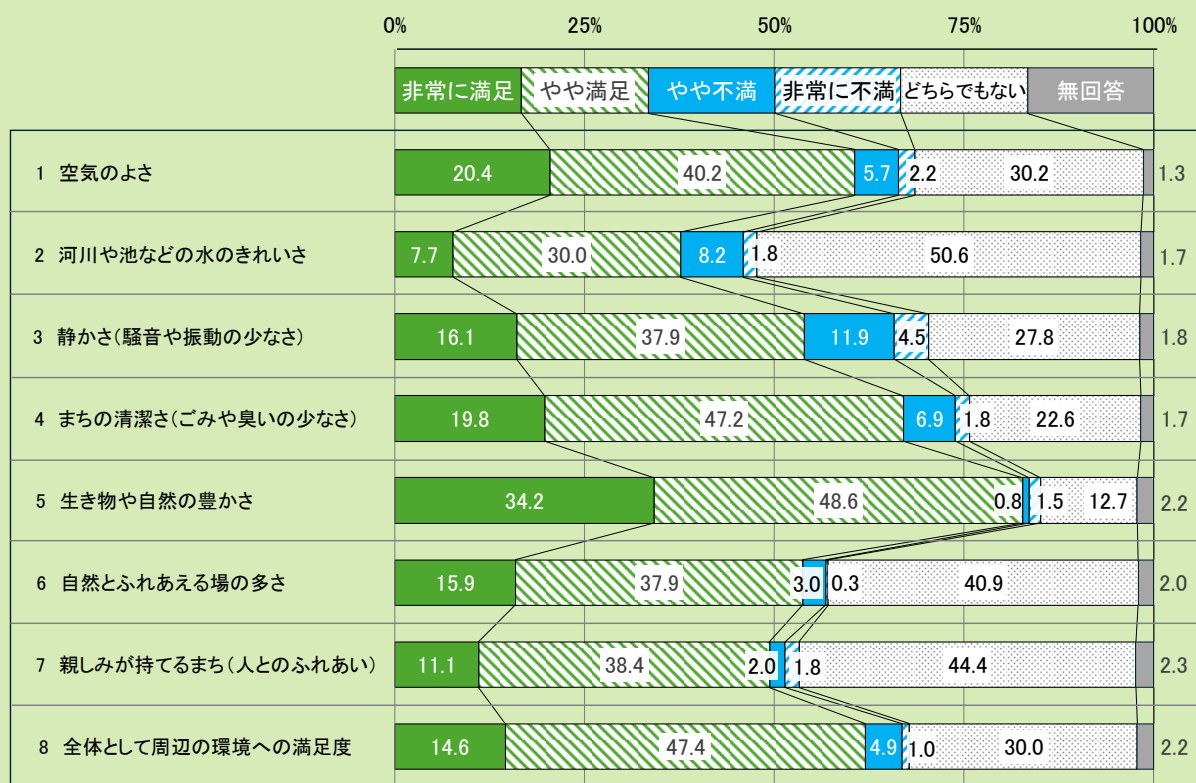


図 20 市民の環境への満足度

【環境に配慮している行動の状況】

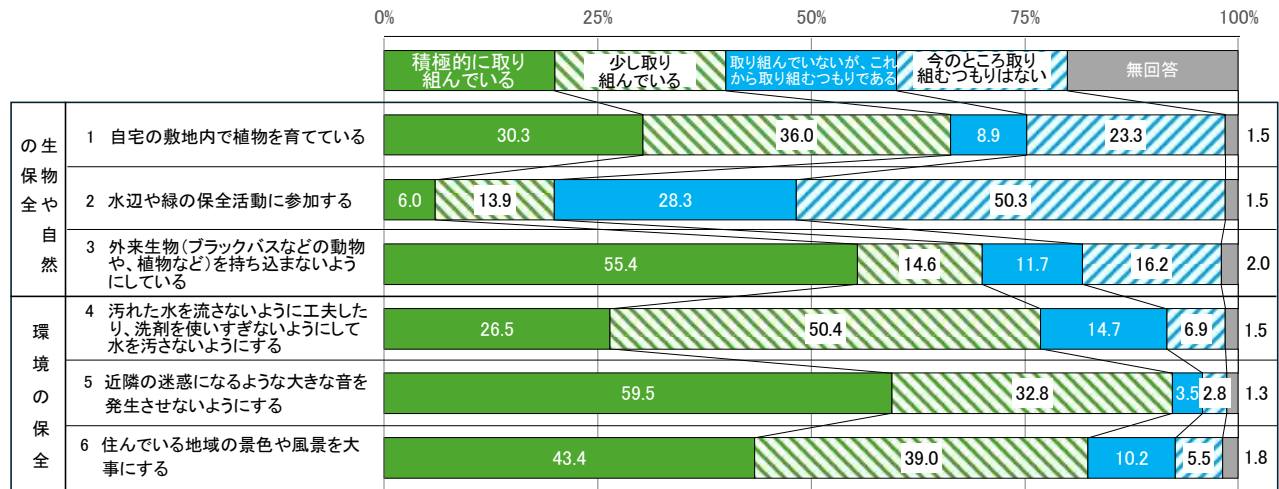


図 21 市民の環境に配慮している行動の状況（生物や自然の保全・環境の保全）

●解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」は92%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となっています。「水辺や緑の保全活動に参加する」が20%程度と低い割合となっています。

●属性別の傾向

- ・「外来生物*（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」の年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が78%程度と最も高い一方で、「70代以上」で「取り組んでいる」と回答した割合が59%程度と最も低くなっています。
- ・「自宅の敷地内で植物を育てる」の年代別では、「10代」で「取り組んでいる」と回答した割合が75%程度と最も高い一方で、「20代」で「取り組んでいる」と回答した割合が49%程度と最も低くなっています。
- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」の年代別では、「40代」で「取り組んでいる」と回答した割合が27%程度と最も高い一方で、「50代」で「取り組んでいる」と回答した割合が17%程度と最も低くなっています。
- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も68%以上で、どの職種も70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種も「取り組んでいる」が89%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も75%以上で、どの職種も80%以上と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「水辺や緑の保全活動に参加する」や「外来生物*（ブラックバスなどの動物や植物など）を持ち込まないようにしている」では、「50代」や「60代」、「70代以上」の取り組んでいる割合が高く、「自宅の敷地内で植物を育てる」では「70代以上」の取り組んでいる割合が高いなど、年代別の活動範囲の違いが影響しているものと思われるため、世代に関わらない環境活動の取り組みを行い、その活動の輪を広げる必要があります。
- ・「環境の保全」の「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。
- ・下記の市民の環境に関する理解度での「みよし市生物多様性戦略*」は、「知っている」が9%程度となっており、「聞いたことがある」や「知らなかった」と回答した市民への理解するためのきっかけづくりや情報提供が必要です。

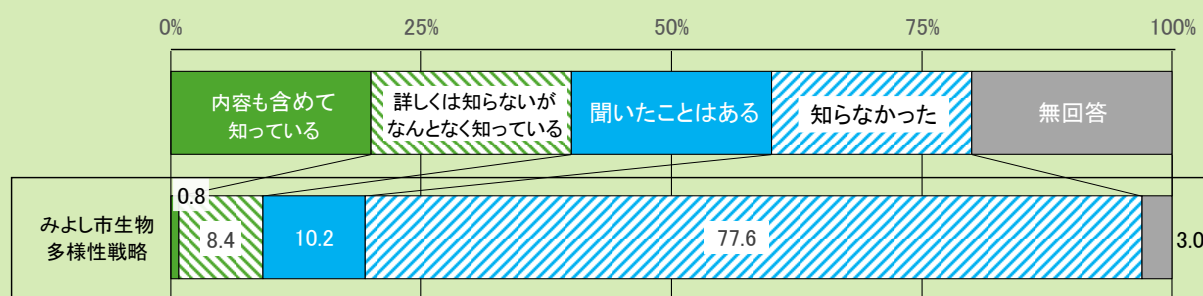


図 22 市民の生物多様性に関する理解度

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

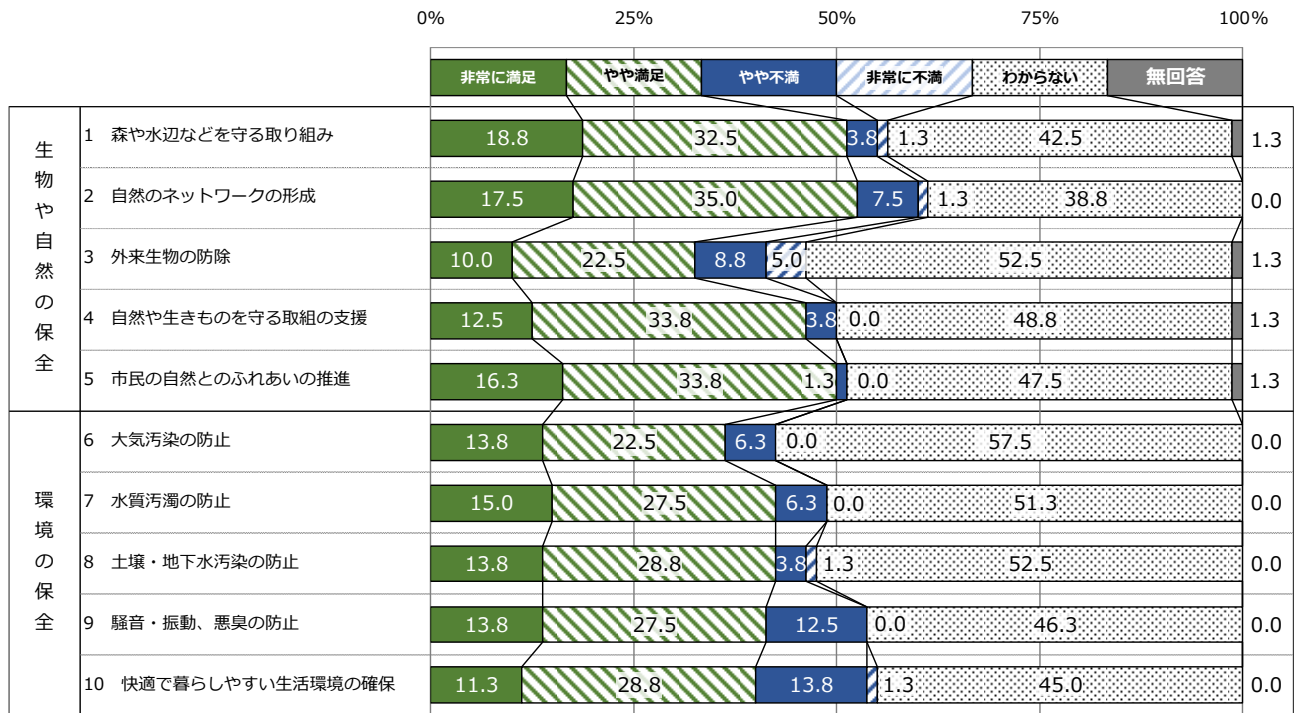


図 23 事業者の環境政策への満足度（生物や自然の保全・環境の保全）

●解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「自然のネットワークの形成」が50%以上と高く、次いで「森や水辺などを守る取り組み」、「市民の自然とのふれあいの推進」となっています。

●施策への視点

- ・「生物や自然の保全」は、全般に「わからない」と回答している事業者が50%程度となっており、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「環境の保全」においても、全般に「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります

【環境に配慮している行動の状況】

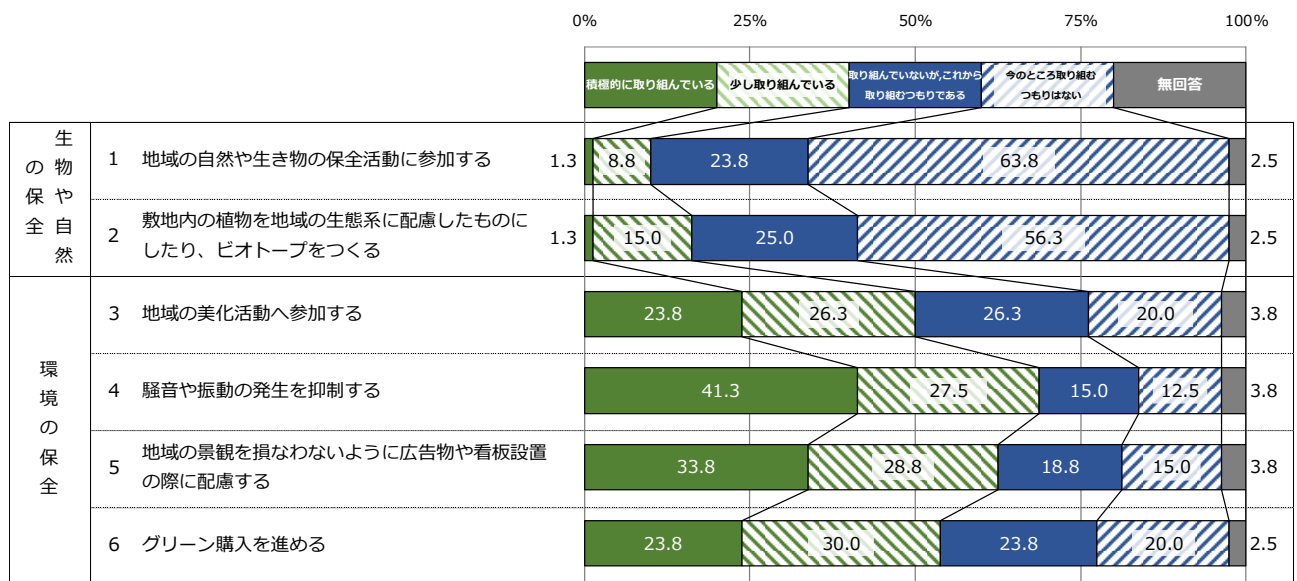


図 24 事業所での環境配慮の取り組みの状況（生物や自然の保全・環境の保全）

● 解 説

「自然共生*のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「生物や自然の保全」では、「今のところ取り組むつもりはない」が最も高く、次いで「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」の割合が高くなっています。

「環境の保全」の取り組みでは、「積極的に取り組んでいる」、「少し取り組んでいる」をあわせた割合が50%以上の高い割合となっています。「環境の保全」の個別の取り組みでは、「騒音や振動の発生を抑制する」が70%程度と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」の割合が高くなっています。

● 施策への視点

- ・下記の事業者の環境に関する理解度の「生物多様性*」は、「知っている」が60%程度となっており、そのうち「詳しくはないがなんとなく知っている」が40%程度となっています。「聞いたことがある」と回答した事業者が理解するための情報提供と「水辺や緑の保全活動に参加する」や、「敷地内の植物を地域の生態系*に配慮したものにしたたり、ビオトープ*をつくる」に「これから取り組みたい」と回答した事業者へのきっかけづくりが必要です。

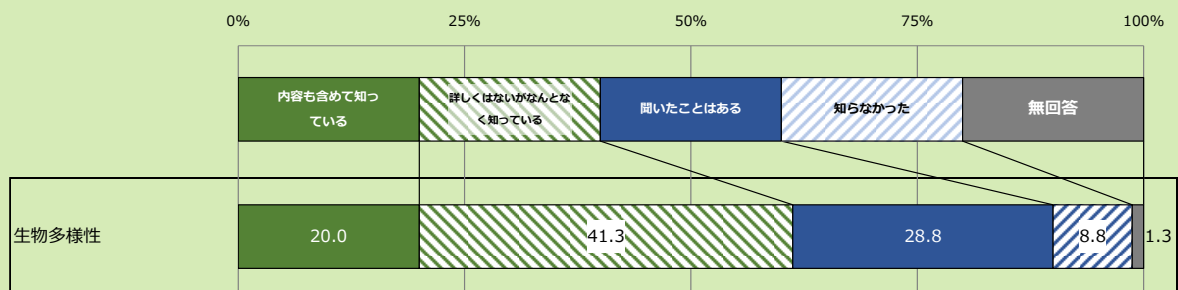


図 25 事業者の生物多様性に関する理解度

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

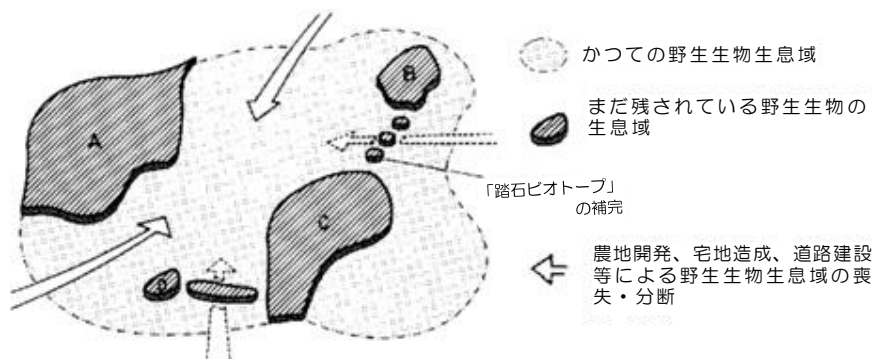
緑被率 (%)					
目標値 (R7 年度)	36.0	現状値 (R6 年度)	35.7	評価	× (-0.3%)
環境基準達成状況__大気 (%)					
目標値 (R7 年度)	100	現状値 (R6 年度)	100.0	評価	○ (±0%)
環境基準達成状況__河川 (%)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	89.8	評価	× (-0.2%)
環境基準達成状況__ため池 (%)					
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	96.4	評価	○ (+6.4%)
公共施設のバリアフリー*率 (%)					
目標値 (R7 年度)	75.0	現状値 (R6 年度)	74.5	評価	× (-0.5%)

コラム

ビオトープ

ビオトープは、工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のことです。ドイツなどのヨーロッパから始まったこの動きは日本にも広がり、各地で国や自治体、学校、NPO/NGO、企業などによるさまざまな取り組みがみられ、みよし市内にも、企業やNPOによって造られたビオトープが複数存在します。

また、生物の中には、トンボのように成長に応じて異なる生息環境が必要な生物や、産卵や繁殖の時だけ移動する生物などがおり、こうした生物の習性に対応するため、同じようなビオトープを基本単位にして広域的につなげたものを「ビオトープネットワーク」と呼びます。里山林や公園などを緑の回廊でつなぐことや、公園と公園の間に「踏石」となる小ビオトープを造るなどして、生物が移動できるようにすることが様々な生物の生態系の保全にとって重要となります。



(出典：国立環境研究所 環境展望台)

<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=92>

②取組の指標

指標名		指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
緑化指定 面積	面積 (㎡)	市内に残る鎮守の森*、里山*の保全面積	49,000	49,000	○ (±0 ㎡)
	箇所数 (箇所)		17	17	○ (±0 箇所)
里山で活動する組織 (組織)		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数	15	15	○ (±0 組織)
自然観察会、水生生物*調査の参加者数 (人)		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数 (累計)	500	413	× (-87 人)
多自然型河川*の整備率 (%)		多自然型河川改修済延長／計画延長	69.0	66.2	× (-2.8%)
耐震化を行ったため池の数 (箇所)		耐震化を行ったため池の数 (累計)	4	4	○ (±0 箇所)
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数 (区画)		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数	300	327	○ (+27 区画)
遊休農地*の面積 (ha)		市内の管理されていない農地の面積	5.0	6.8	× (+1.8ha)
市民 1 人当たりの都市公園面積 (㎡)		都市公園面積／人口	16.0	16.6	○ (+0.6 ㎡)
公園・緑地で活動する組織 (組織)		街区公園を主とした地域団体数	39	40	○ (+1 組織)
施設緑化 (㎡)		公共施設などの緑化面積	20,400.0	20,506.8	○ (+106.8 ㎡)
道路緑化 (㎡)		道路植栽帯などへの緑化面積	2,828	2,818	× (-10 ㎡)
公害防止協定*締結事業所 (事業所)		公害防止協定の締結事業所数	66	63	× (-3 事業所)
歩道等設置道路整備率 (%)		歩道付き道路の整備率 (整備済延長／計画延長)	93.0	94.3	○ (+1.3%)
自転車・歩行者占用道路整備率 (%)		自転車・歩行者専用道路の整備率 (整備済延長／計画延長)	89	89	○ (±0%)
環境活動団体数 (団体)		環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	115	128	○ (+13 団体)
歴史民俗資料館利用状況 (人)		歴史民俗資料館の年間入館者数	3,144	4,803	○ (+1,659 人)
石川家住宅利用状況 (人)		石川家住宅の年間入館者数	5,030	3,711	× (-1,319 人)

(3) 循環型のまちづくり

1) 現状と課題

①みよし市のごみ排出

【現 状】

- 人口および世帯数は増加傾向にありますが、ごみ排出量の増減は横ばいとなっています。排出量の約 8 割が可燃ごみで、その内訳として約 6 割が家庭系、約 4 割が事業系の可燃ごみとなっています。(R6 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- ごみ排出量は年間 1 万 9 千トン程度で横ばいとなっています。家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国および愛知県を下回っていますが、総ごみ排出量の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全国および愛知県を少し上回っています。引き続きごみ排出量の削減に取り組む必要があります。

②資源ごみの排出

【現 状】

- 資源ごみ排出量は減少傾向にあり、現在は年間 2 千 5 百トン程度です。(R6 一般廃棄物処理事業実態調査)

【課 題】

- 再利用資源*回収量は減少傾向にあり、リサイクル*ステーションでの回収量が減少していることから、資源の有効活用を推進するための意識の向上が必要です。

③ごみの適正処理

【現 状】

- 高齢者人口や要介護認定の人口が増加傾向にあります。(R6 第 9 期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画)。
- 災害廃棄物処理に関して、「みよし市地域防災計画（(地震災害対策計画、風水害等災害対策計画) R7.3 修正）」にて迅速かつ適正に処理することとしています。
- 蛍光管や水銀体温計などの有害廃棄物を適正に処理しています。

【課 題】

- ごみ出しが困難な高齢者などに対する支援が必要です。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に適正に廃棄物を処理することが必要です。
- 引き続き有害廃棄物を適正に処理するため、市民への周知・徹底が必要です。

③下水道整備率

【現 状】

- 人口および世帯数の増加により処理人口も増加しています。
- 市内の下水道普及率は高い水準にあり、令和6年度には98.7%の普及率となっています。(R7みよしの統計*)

【課 題】

- すでに高い水準で整備されており、さらなる下水道普及は困難です。

④水道の利用量

【現 状】

- 市内の水道利用状況は令和2年度をピークに徐々に減少傾向にあり、一般家庭の水道利用状況も令和2年度をピークに徐々に減少傾向にあります。令和6年度の利用状況は一般家庭が約79%を占めています。(R7みよしの統計)

【課 題】

- 一般家庭の水道利用について、節水の意識啓発に取り組む必要があります。

⑤再利用資源の回収状況

【現 状】

- 再利用資源*回収量は年々減少しています。令和2年7月より新たに三好公園第4駐車場北にリサイクル*ステーションを開設し、市内3箇所で24品目について資源回収を行っています。

【課 題】

- 循環型のまちづくりを進めるため、さらなる資源回収を促進することが必要です。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

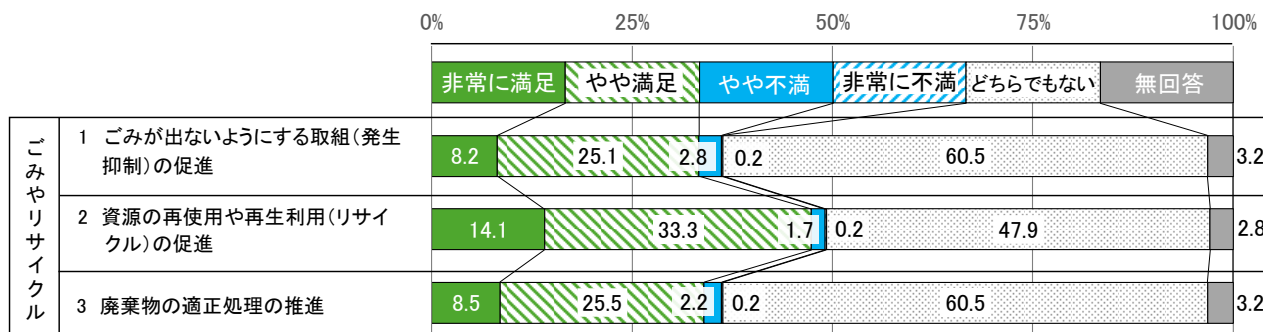


図 26 市民の環境政策への満足度（ごみやリサイクル）

●解 説

「循環型のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「資源の再使用や再生利用（リサイクル*）の促進」が47%程度と高く、次いで「廃棄物の適正処理の推進」となり、すべての項目で30%以上となっています。

●属性別の傾向

・「ごみが出ないようにする取組（発生抑制）の促進」の各年代、職業別でも、50%程度と全体的に満足度が高くなっています。また、「資源の再使用や再生利用（リサイクル）の促進」や「廃棄物の適正処理の推進」の各年代、職業別でも、36%以上となっています。

●施策への視点

・全体的に満足度が高い分野ではありますが、下記の「市民が考えるより進めるべき環境政策」についても関心が高く、今後も継続して施策を推進する必要があります。

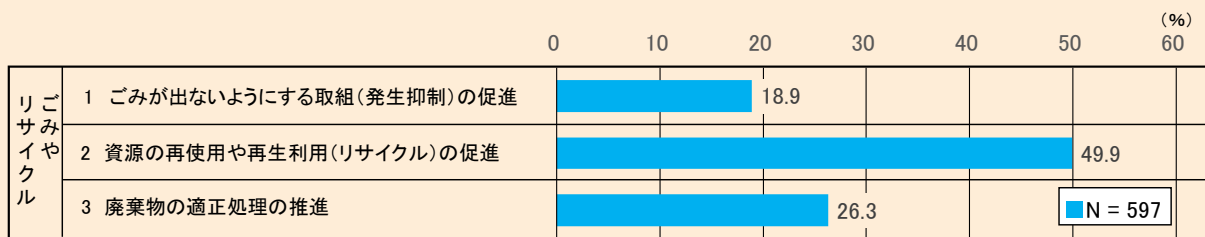


図 27 市民が考えるより進めるべき環境政策（ごみやリサイクル）

【環境に配慮している行動の状況】

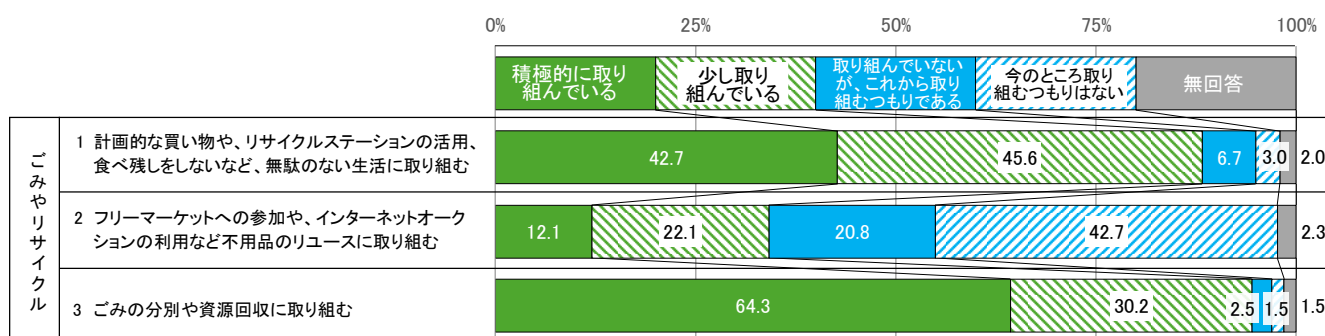


図 28 市民の環境に配慮している行動の状況（ごみやリサイクル）

● 解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別や資源回収に取り組む」が 95%程度、「計画的な買い物や、リサイクル*ステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」が 88%程度と高く、「フリーマーケット*への参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユース*に取り組む」は 34%程度にとどまっています。

● 属性別の傾向

- ・「計画的な買い物や、リサイクルステーションの活用、食べ残しをしないなど、無駄のない生活に取り組む」では、どの年代も割合が高くなっています。
- ・「フリーマーケットへの参加や、インターネットオークションの利用など不用品のリユースに取り組む」の年代別では、「30代」で「取り組んでいる」と回答した割合が 56%程度と最も高くなっています。
- ・「ごみの分別や資源回収に取り組む」では、どの年代も割合が高くなっています。

● 施策への視点

- ・全体的に取り組んでいる割合が高い分野ではありますが、今後も、より取り組みやすくなる施策を推進する必要があります。

コラム

食品ロス

食品ロス*とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことを指します。令和5年度の農林水産省の推計では、わが国の食品廃棄物は年間約 2,104 万 t となっており、そのうち本来食べられるのに捨てられる「食品ロス」の量は年間 464t となっています。日本人 1 人あたりに換算すると年間で 37kg、1 日当たり 102g（茶碗約 1 杯の 2/3 弱程度）に相当します。

食品ロスは、各家庭から排出される「家庭系食品ロス」、レストランやスーパーなどから排出される「事業系食品ロス」があり、「事業系食品ロス」が全体の 50%、「家庭系食品ロス」が 50%を占めています。食品ロスの削減のためには、家庭での食品ロスだけではなく食べ物を買うお店、食べるお店でも食品ロスを減らすことを意識することが重要になります。

（出典：農林水産省 食品ロスとは

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html）



②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

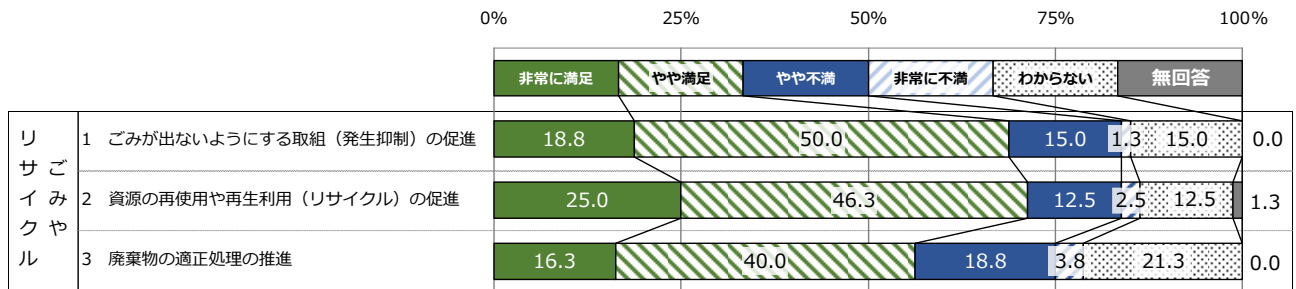


図 29 事業者の環境政策への満足度（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「資源の再利用や再生利用（リサイクル*）の促進」が70%程度と高く、次いで「ごみが出ないようにする取組（発生抑制）の促進」となっています。

「廃棄物の適正処理の推進」では、55%程度が「満足」と回答していますが、20%程度が「わからない」と回答しています。

●施策への視点

- ・全体的に満足度が高い分野ではありますが、今後も継続して施策を推進する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

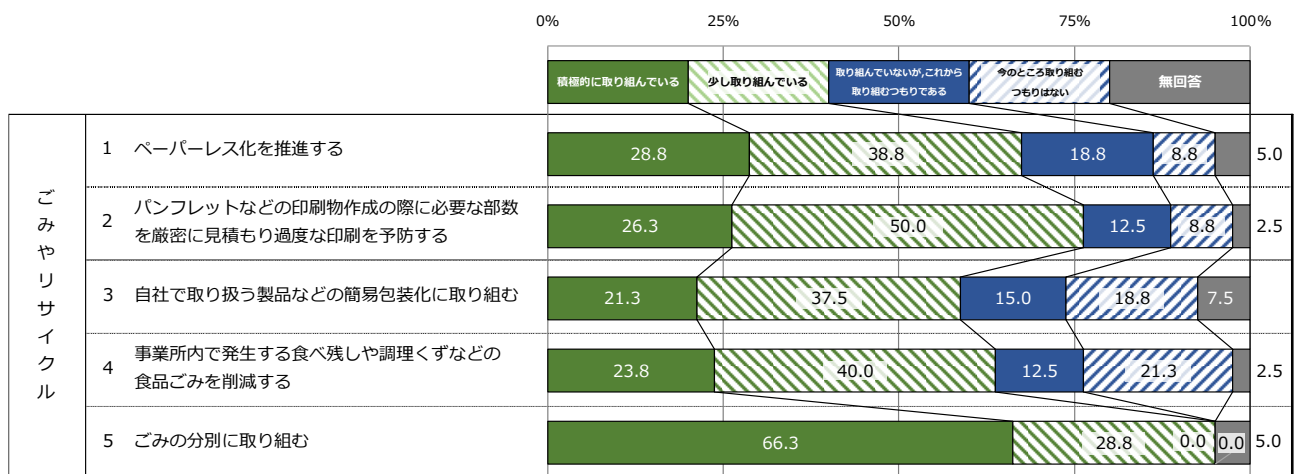


図 30 事業所での環境配慮の取り組みの状況（ごみやリサイクル）

●解説

「循環型のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「ごみの分別に取り組む」が95%程度と高く、次いで「パンフレットなどの印刷物作成の際に必要な部数を厳密に見積もり過度な印刷を予防する」となっており、全ての項目で50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）（g/人・日）					
目標値 （R7年度）	487.0	現状値 （R6年度）	475.0	評価	○ （-12.0g/人・日）

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 （R7年度）	現状値 （R6年度）	評価
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数（台）	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入者への購入費の一部を補助した台数（累計）	3,625	3,635	○ （+10台）
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数（品）	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数（実数）	45	60	○ （+15品）
リサイクル*率（%）	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合（総資源化量／年間ごみ排出量×100）	27.4	15.0	× （-12.4%）
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	雨水貯留タンク設置への補助台数（累計）	60	71	○ （+11台）
産地施設などの店舗数（店舗）	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数	37	34	× （-3店舗）
学校給食センターでの地元農産物利用率（%）	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率（愛知県産品目数の割合）	40.0	37.5	× （-2.5%）

（4）安全・安心のまちづくり

1）現状と課題

①公害苦情件数（再掲）

【現 状】
●公害苦情件数は前計画策定（平成 23 年度）時点では、年間 22 件であったのに対し、令和 6 年度には年間 17 件と減少しています。しかし、騒音の苦情件数が多くなっています。（R7 みよしの環境*）
【課 題】
●水質、騒音、悪臭などの適正管理に向けた取り組みを推進することが必要です。

②大気・水質・環境騒音（再掲）

【現 状】
●大気について、降下ばいじん量*の市内平均は令和元年度以降、愛知県平均と同等か、それよりも低くなっており、降下ばいじん量測定調査地点（本市では5箇所）のうち、北部小学校が他の地点よりも高くなっています。自動車排気ガスについては、5つの調査項目のうち、光化学オキシダント*について、令和6年度は環境基準*に適合でした。（R7 みよしの環境*） ●水質について、小石川（落合橋下流）において令和6年度は環境基準に不適合な項目がありました。（R7 みよしの環境） ●環境騒音*について、市内のすべての測定地点において、令和6年度は環境基準に適合しています。（R7 みよしの環境）
【課 題】
●定期的な測定・調査を実施し、環境保全の取り組みが必要です。

③生活基盤の整備状況

【現 状】

- 市全域の3,219haが都市計画区域として定められ、市街化区域1,092ha（33.9%）と市街化調整区域2,127ha（66.1%）に区分されています。（R7 みよしの統計*）
- 市街化区域では、住居系642ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域を指定しています。（R7 みよしの統計）
- 市内の準用河川*（茶屋川）において、災害に強い治水事業として河川の整備を進めています。（R7 行政評価報告書）

【課 題】

- 河床の土砂やヘドロの除去、河道内の樹木の伐採など、毎年少しずつしか整備が進められていないが、今後も計画的な未改修区間の改修工事が必要です。

④災害への強さ

【現 状】

- 災害時の対応では、避難所開設訓練にあたり、防災リーダーや自主防災会の役割分担を意識して実施しています。（R7 行政評価報告書）
- 地域防災については、家庭での災害時のトイレ対策を啓発し、自主防災会参加で、避難所運営図上訓練を実施しています。また、防災リーダー養成講座を開催し、防災リーダーの人数及び質の向上を図っています。（R7 行政評価報告書）
- 物資の供給が迅速に行えるよう、物流訓練を実施しています。また、円滑な避難所運営が進められるよう、自主防災会参加で避難所運営の図上訓練を実施しています。（R7 行政評価報告書）

【課 題】

- 市、防災リーダー、自主防災会の役割をしっかりと認識し、その上で発災時の協力、分担体制を構築していく必要があります。
- トイレ対策や備蓄など、自助の意識を高めていく必要があります。また、自主防災会だけでなく、近助、共助*に対する市民の意識が更に高まるよう啓発していく必要があります。
- 発災した状況を意識した、より実践的な訓練をしていく必要があります。また、各避難所の事前レイアウトを更に見直していく必要があります。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

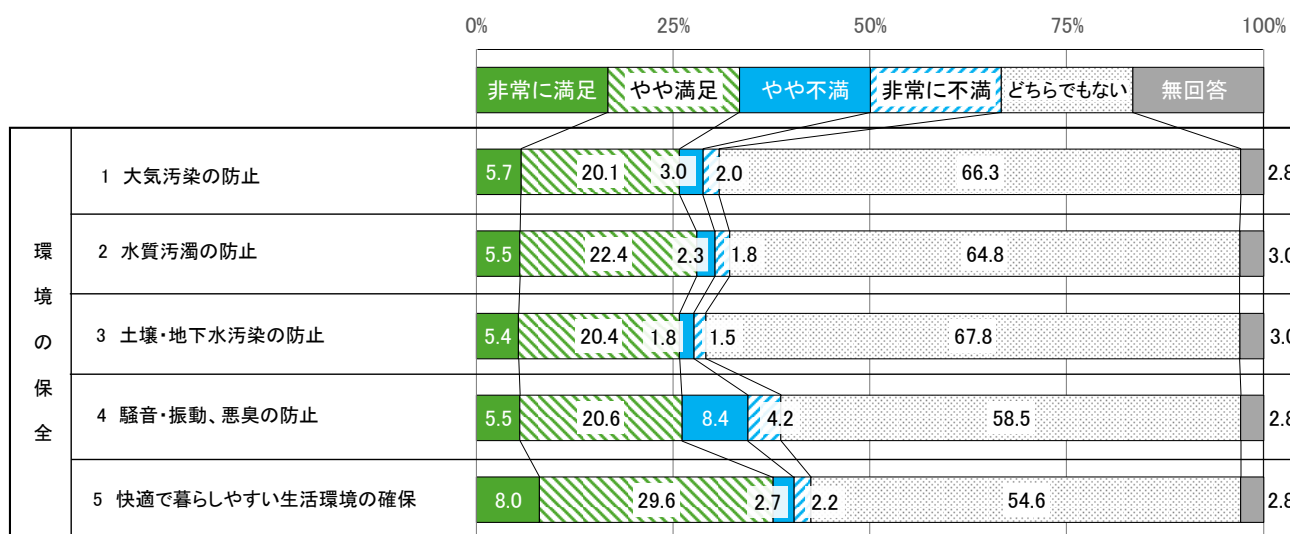


図 31 市民の環境政策への満足度（環境の保全）

●解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境施策への満足度は、統括的な項目の「快適で暮らしやすい生活環境の確保」は比較的高く、「大気汚染の防止」など項目ごとでは満足度が低く、「どちらでもない」の割合が高くなっています。

●属性別の傾向

- ・「大気汚染の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「水質汚濁の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「土壌・地下水汚染の防止」の年代別では、「50代」で「どちらでもない」と回答した割合が73%程度と最も高くなっています。
- ・「騒音・振動、悪臭の防止」の年代別では、「10代」で「どちらでもない」と回答した割合が75%程度と最も高くなっています。
- ・「快適で暮らしやすい生活環境の確保」の年代別では、「20代」で「満足」と回答した割合が51%程度と最も高くなっています。

●施策への視点

- ・「大気汚染の防止」などの項目ごとでは、「どちらでもない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

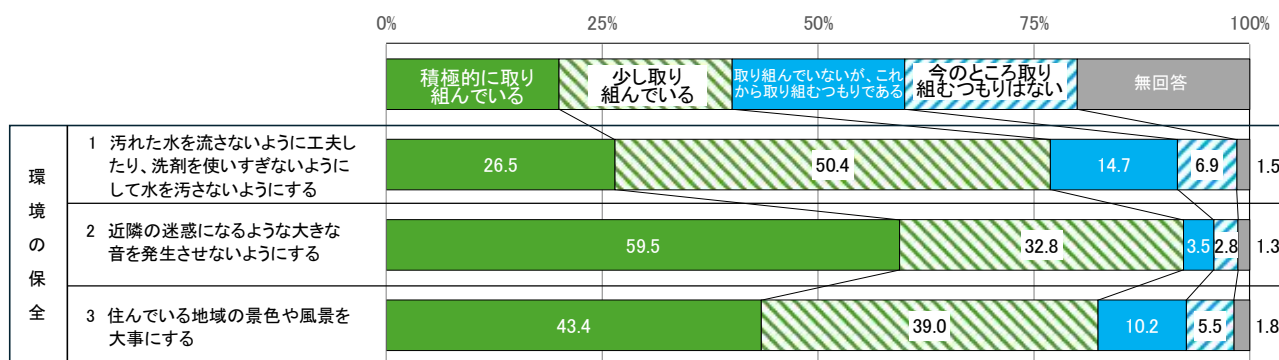


図32 市民の環境に配慮している行動の状況（環境の保全）

● 解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」が92%程度と高く、次いで「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」となり、すべての項目で80%以上となっています。

● 属性別の傾向

- ・「汚れた水を流さないように工夫したり、洗剤を使いすぎないようにして水を汚さないようにする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も68%以上で、どの職種も70%以上と高くなっています。
- ・「近隣の迷惑になるような大きな音を発生させないようにする」では、どの年代、どの職種も「取り組んでいる」が88%以上と高くなっています。
- ・「住んでいる地域の景色や風景を大事にする」では、「取り組んでいる」と回答した割合が、どの年代も75%以上で、どの職種も80%以上と高くなっています。

● 施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

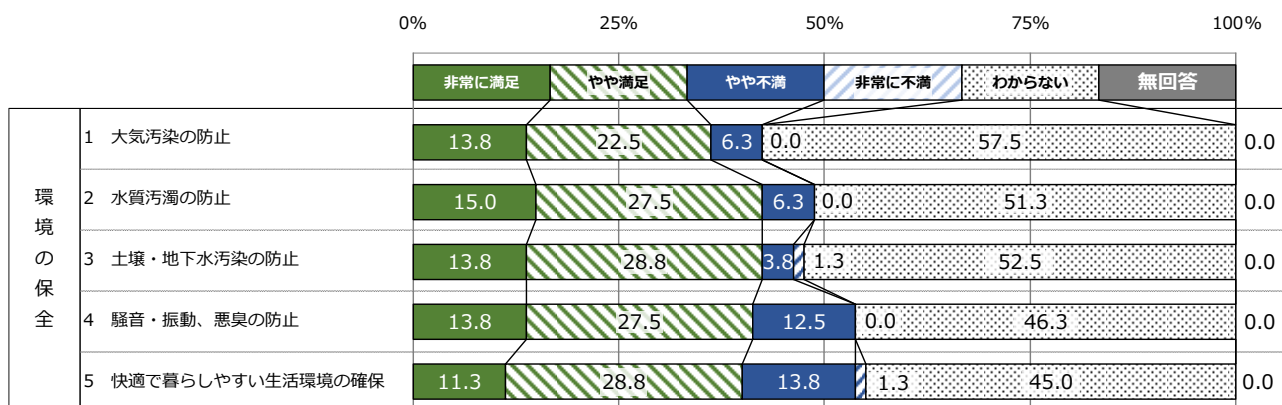


図 33 事業者の環境政策への満足度（環境の保全）

●解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、全ての項目で 45%以上となっていますが、「わからない」の割合も高くなっています。

●施策への視点

- ・各項目とも「わからない」の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

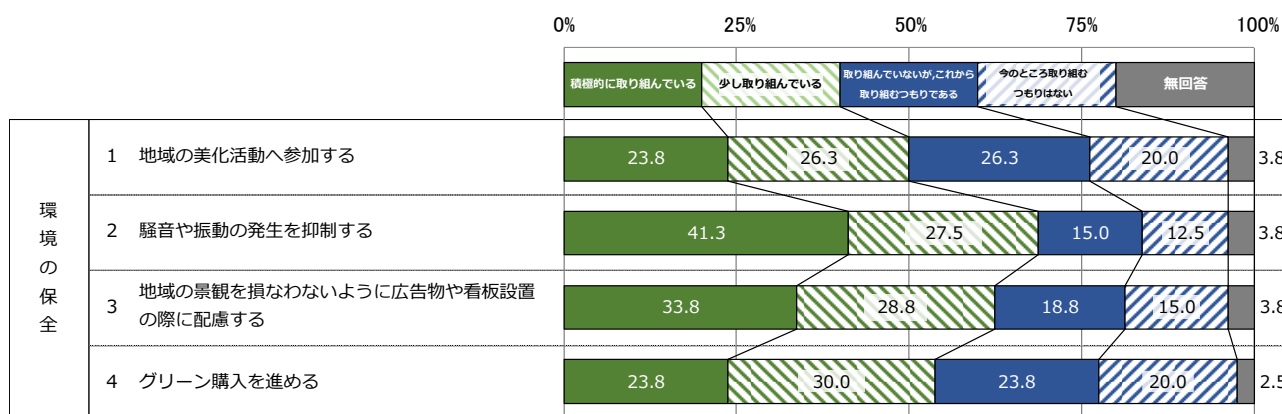


図 34 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境の保全）

●解 説

「安全・安心のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「騒音や振動の発生を抑制する」が 70%程度と高く、次いで「地域の景観を損なわないように広告物や看板設置の際に配慮する」となり、すべての項目で 50%以上となっています。

●施策への視点

- ・「少し取り組んでいる」および「取り組んでいないがこれから取り組むつもりである」とする行動について、積極的な取り組みとなるよう推進する必要があります。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境基準達成状況__大気 (%)		(再掲)			
目標値 (R7 年度)	100.0	現状値 (R6 年度)	100.0	評価	○ (±0.0%)
環境基準達成状況__河川 (%)		(再掲)			
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	89.8	評価	× (-0.2%)
環境基準達成状況__ため池 (%)		(再掲)			
目標値 (R7 年度)	90.0	現状値 (R6 年度)	96.4	評価	○ (+6.4%)
公共施設のバリアフリー*率 (%)		(再掲)			
目標値 (R7 年度)	75.0	現状値 (R6 年度)	74.5	評価	× (-0.5%)
市域に占める市街化区域の割合 (%)					
目標値 (R7 年度)	34.0	現状値 (R6 年度)	33.9	評価	× (-0.1%)
準用河川の改修率 (%)					
目標値 (R7 年度)	61.0	現状値 (R6 年度)	60.3	評価	× (-0.7%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
公害防止協定*締結事業所 (事業所) (再掲)	公害防止協定の締結事業所数	66	63	× (-3 事業所)
歩道等設置道路整備率 (%) (再掲)	歩道付き道路の整備率 (整備済延長/計画延長)	93	94	○ (+1%)
自転車・歩行者占用道路整備率 (%) (再掲)	自転車・歩行者専用道路の整備率 (整備済延長/計画延長)	89	89	○ (±0%)
景観に配慮した地区数 (地区)	景観に配慮した地区計画の策定数	8	9	○ (+1 地区)
歴史民俗資料館利用状況 (人) (再掲)	歴史民俗資料館の年間入館者数	3,144	4,803	○ (+1,659 人)
石川家住宅利用状況 (人) (再掲)	石川家住宅の年間入館者数	5,030	3,711	× (-1,319 人)
防災リーダーの登録者 (人)	リーダー登録者数	135	106	× (-29 人)
防災情報メール登録者 (人)	防災情報メール登録者数	3,850	3,253	× (-597 人)
準用河川*の改修済延長 (m)	準用河川の改修済延長 (累計)	5,925	5,828	× (-97m)

(5) 協働による環境行動のまちづくり

1) 現状と課題

①市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

【現 状】
●地区コミュニティ推進活動の定着を図るため、地区コミュニティ活動推進協議会補助金と自主防災組織育成事業補助金を一括して交付し、各地区コミュニティ推進協議会の運営の支援を行っています。(R7 行政評価報告書) ●持続可能*な協働事業の実施に向け、市民活動団体の活動を支援するがんばる地域応援補助金の交付や職員対象の研修を開催するなど、地域課題解決に向けた公益活動の支援を行っています。(R7 行政評価報告書) ●市民活動サポートセンターを拠点に、NPO*や市民活動団体の登録、活動相談、情報発信、協働事業の支援、交流イベントや説明会の開催などの支援を行っています。(R7 行政評価報告書) ●協働*や市民活動への理解を深めるため職員研修を実施し、さらに地域に出向くフィールドワークを通じて、地域とのつながりを実感しながらまちづくりへの市民参画を促進しています。(R7 行政評価報告書) ●協働によるまちづくり職員研修において、大学生と若手職員が参加し、みよし市の施策の検討や地域に出向くフィールドワークを行い、大学生の社会貢献意識や主体性を養っています。(R7 行政評価報告書)
【課 題】
●小学校単位というスケールメリットを活かした事業展開について検討し、コミュニティ活動推進協議会から、脱退する行政区が見られるので、コミュニティ活動の意義を情報発信する必要があります。 ●地域課題を協働により解決するためには、持続可能なものでなければならず、地域が抱える課題や活動内容などを理解し、同じ方向性を持ったパートナーを地域で選定できる体制が必要です。 ●団体が長く活動していく上で、担い手不足が大きな課題となっているため、市として団体の周知や認知度向上のための支援をしていくことが必要です。 ●職員の協働に対する姿勢や意欲を向上させること、市外出身の職員も増えてきているため、フィールドワークを通じて地域の課題を理解してもらうことが課題です。 ●大学生の中には地域との関りが薄く、地域の課題を理解していない学生も多いため、理解を促進し地域の新たな担い手となってもらうことが必要です。

②環境教育・学習

【現 状】

- 長野県木曽町にある「みよし市友好の森」での間伐*体験や小学生を対象とした水生生物*調査などの活動が行われています。
- みよし悠学カレッジ*開設の生活創造講座では、動植物の観察講座を開催しています。
- 生涯学習講座を年に3期に分け、春夏 60 講座（公開講座 3 講座含む）、秋冬 58 講座、新春 50 講座の合計 168 講座を開催し、市内外から延べ 1,747 人が受講しています。（R7 行政評価報告書）
- 文化協会委託事業のみよし文化祭と生涯学習発表会を統合して開催したことにより、多様な文化・芸術の交流の機会及び生涯学習活動に取り組んでいる個人・団体へ発表の場を提供することができています。（R7 行政評価報告書）

【課 題】

- 生涯学習講座勤について、勤労者などが参加しやすい曜日や時間帯での開催を増やしていく必要があります。より多くの市民が気軽に参加できるように、サンライズ以外の会場での講座を充実させる必要があります。
- 生涯学習活動に取り組んでいる個人・団体の高齢化が進んでいるため、若年層に対する情報提供や積極的な勧誘が必要であります。

2) 市民・事業者意識

①市民アンケート

【環境政策への満足度】

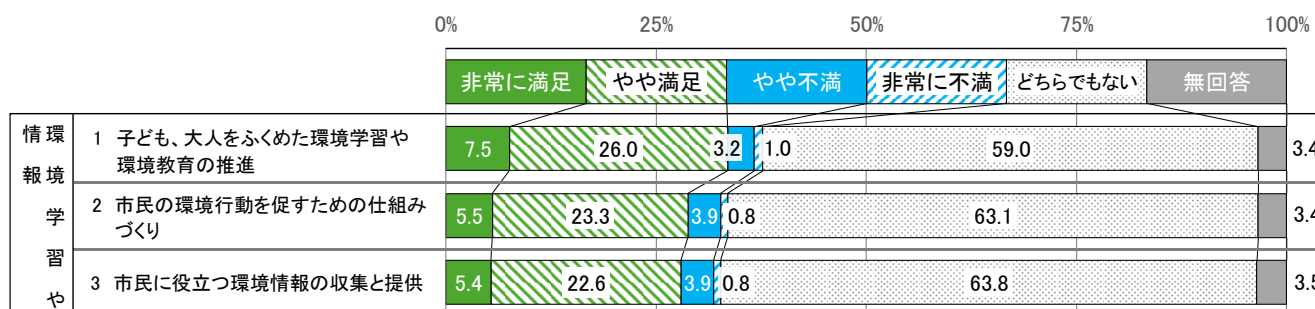


図 35 市民の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解説

「協働*による環境行動*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育*の推進」が 34%程度となっていますが、どの項目も「どちらでもない」の割合 60%程度と高くなっています。

●施策への視点

- ・「子ども、大人をふくめた環境学習や環境教育の推進」や「市民の環境行動を促すための仕組みづくり」、「市民に役立つ環境情報の収集と提供」の「どちらでもない」の割合が半数以上を占めていることから、より環境学習や環境教育についての情報を提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

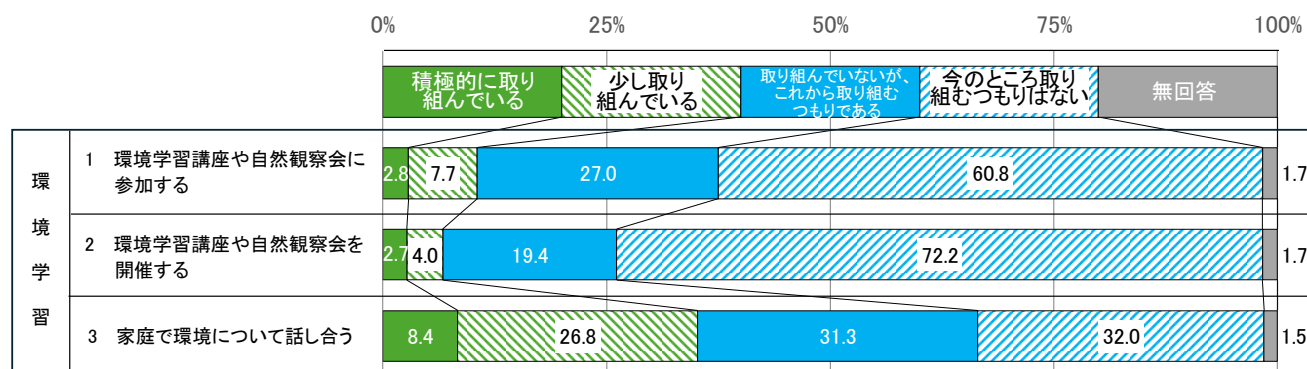


図 36 市民の環境に配慮している行動の状況（環境学習）

●解説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「家庭で環境について話し合う」が 35%程度と高く、次いで「環境学習講座や自然観察会に参加する」となり、「環境学習講座や自然観察会を開催する」は 7%程度にとどまっています。

●施策への視点

- ・「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要です。

②事業者アンケート

【環境政策への満足度】

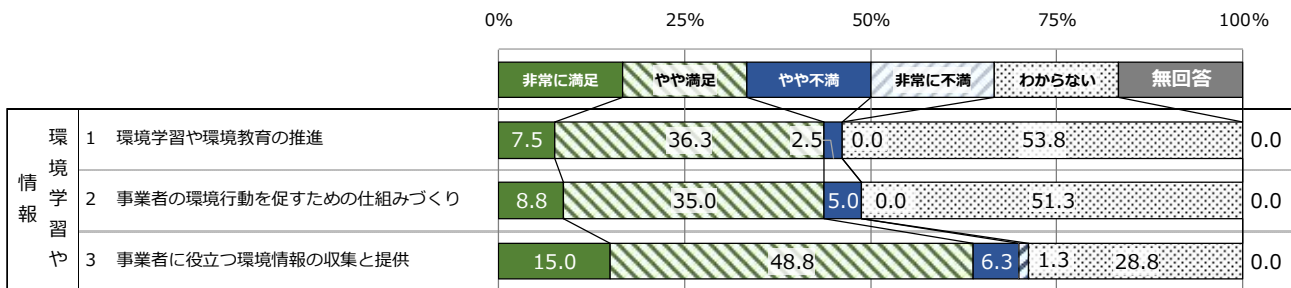


図 37 事業者の環境政策への満足度（環境学習や情報）

●解説

「協働*による環境行動*のまちづくり」に関連した環境政策への満足度は、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」が60%以上と高く、次いで「環境学習や環境教育*の推進」、「事業者の環境行動を促すための仕組みづくり」の40%程度となっています。

●施策への視点

- ・「環境学習や環境教育の推進」、「業者の環境行動を促すための仕組みづくり」とともに「わからない」は50%以上となっていますが、「事業者に役立つ環境情報の収集と提供」の満足度が高いことから、直接事業者に関わる情報を積極的に提供する必要があります。

【環境に配慮している行動の状況】

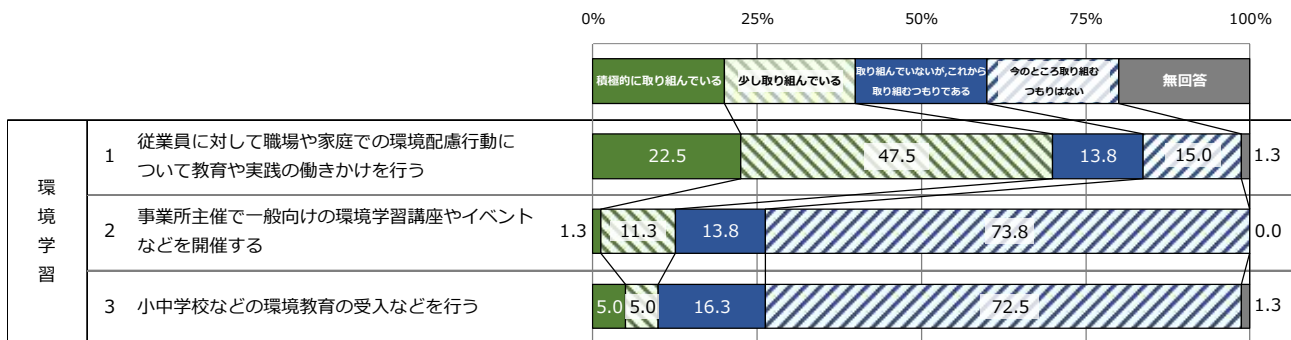


図 38 事業所での環境配慮の取り組みの状況（環境学習）

●解説

「協働による環境行動のまちづくり」に関連した環境配慮の取り組みでは、「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」が70%程度と高くなっていますが、「事業所主催で一般向けの環境学習講座やイベントなどを開催する」や「小中学校などの環境教育の受入などを行う」など対外的な取り組みについては低くなっています。

●施策への視点

- ・内部での取り組みから対外的な取り組みを行うための段階的な支援が必要です。

3) 前計画の目標の達成状況

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取組むべきと感じる市民の割合(%)					
目標値 (R7 年度)	60.0	現状値 (R6 年度)	46.8	評価	× (-13.2%)

②取組の指標

指標名	指標の定義	目標値 (R7 年度)	現状値 (R6 年度)	評価
環境教育*の開催数 (回)	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数	15	31	○ (+16 回)
生涯学習講座の開催数 (回)	みよし悠学カレッジ*における自然観察講座の開催数	10	8	× (-2 回)
環境活動団体数 (団体)	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数	115	128	○ (+13 団体)
環境分野の公益活動団体数 (団体)	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数	8	13	○ (+5 団体)

2 計画の体系

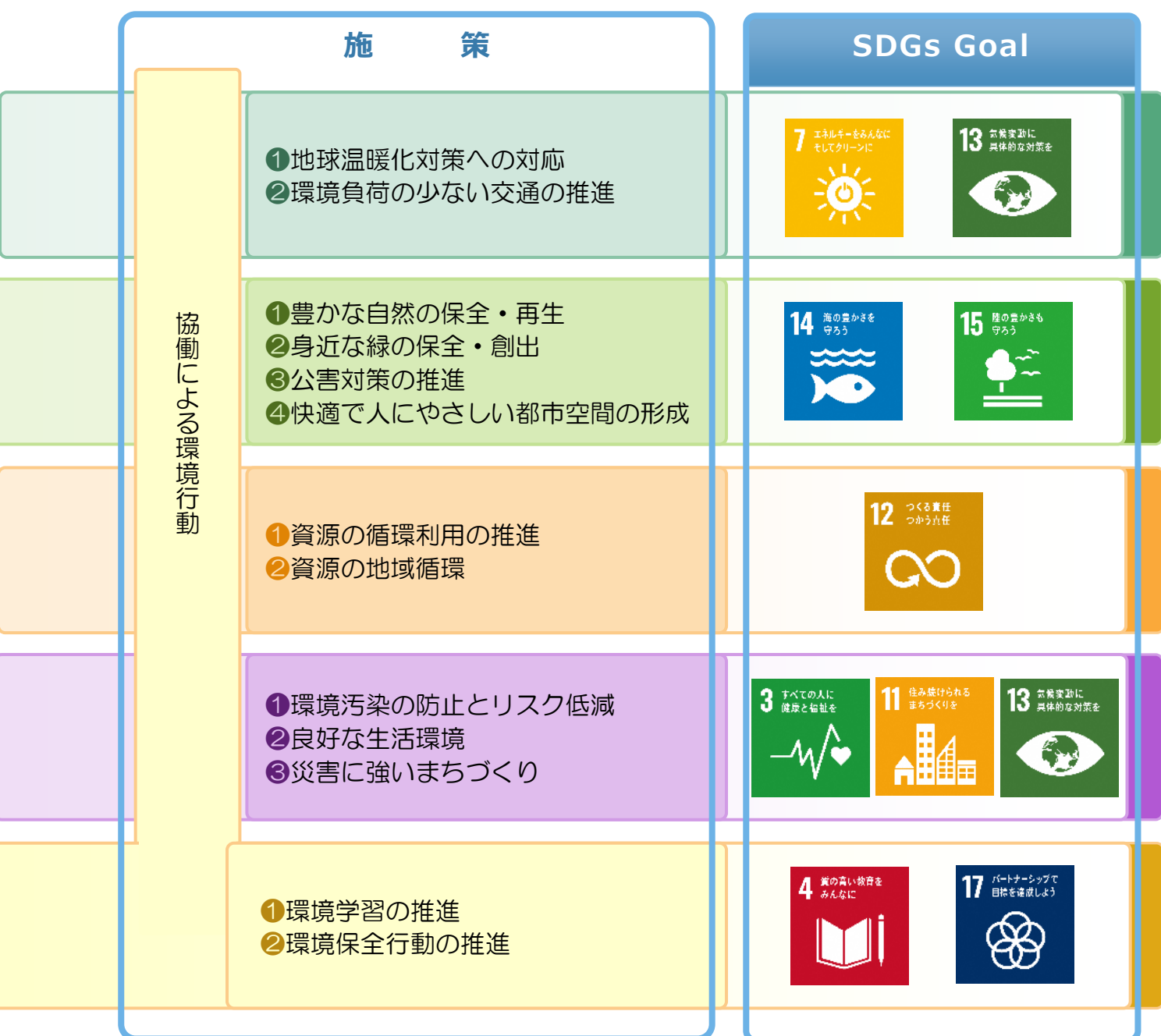
第2次みよし市環境基本計画の体系は以下のとおりとします。

「目指すまちの姿」、「施策」は次ページより示します。

将来像

循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち

施策分野	目指すまちの姿
脱 炭素 1 脱炭素のまちづくり	●創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。 ●太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。
自 然共生 2 自然共生のまちづくり	●多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
資 源循環 3 循環型のまちづくり	●廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。 ●ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。
安 全・安心 4 安全・安心のまちづくり	●生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。
協 働 5 協働による環境行動のまちづくり	●市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。



3 分野別の施策展開

(1) 脱炭素のまちづくりの施策展開の方向性

脱炭素

1 脱炭素のまちづくり

目指すまちの姿

- 創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。
- 太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。

施 策

主な取り組み

①地球温暖化対策への対応

1.①.1 省エネルギーの推進

1.①.2 再生可能エネルギーの推進

②環境負荷の少ない交通の推進

1.②.1 環境にやさしい自動車利用促進

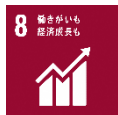
1.②.2 公共交通機関の整備と利用促進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生

8 働きがいも
経済成長も脱炭素への取り組みによる
経済の活性化9 産業と技術革新の
基盤をつくろう再生可能エネルギーなどの推
進により持続可能な産業化12 つくる責任
つかう責任環境配慮製品の購入・消費に
よる脱炭素と経済の活性化

脱炭素*のまちづくりには、経済活動や生活水準を維持しつつ、化石燃料*の消費などに伴う温室効果ガス*排出量を大幅に削減するとともに、気候変動*に伴う影響に対して被害を回避・最小化できるまちをつくることが求められています。

本市では令和元（2019）年12月4日に表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」を踏まえ、都市レベルでの地球温暖化*問題へ貢献するため、市民・事業者・行政による協働*により省エネルギーや再生可能エネルギー*の推進といったエネルギー問題への対応を進めるとともに、自動車交通などによる環境負荷の低減を進めることで、脱炭素化と経済の活性化を実現し、SDGs*のゴール「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「8」「9」「12」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

●創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。

市民の省エネ機器更新への意識が高く、事業者については地球温暖化*対策に対する新たな取り組み・技術革新への意欲が見られます。SDGs*の考え方も活用した、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めます。

●太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。

市民の再生可能エネルギー*導入への認知度は低く、事業者においては再生可能エネルギー導入に対する負担を感じている傾向があるため、再生可能エネルギー導入への周知や支援などにより、無理のない低炭素*型の暮らしが定着することを目指します。

【成果指標】

「脱炭素*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、市域からの市民1人当たりの二酸化炭素年間排出量の削減を定めます。

①数値目標

市域からの市民1人当たりの二酸化炭素年間排出量 (t-CO2/年・人)			
令和6年度 現状値	12.4	令和12年度 目標値	12.6

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	—
家庭用エネルギー管理システム (HEMS) *普及への補助台数 (台)	家庭用エネルギー管理システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)
電気自動車等充給電設備普及への補助台数 (台)	電気自動車等充給電設備設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)
燃料電池*システム普及への補助台数 (台)	燃料電池システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)
家庭用蓄電システム普及への補助台数 (台)	家庭用蓄電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)
住宅用太陽光発電*システム普及への補助台数 (台)	住宅用太陽光発電システム設置者へ設置費の一部を補助した台数 (累計)
低公害車*普及への補助台数 (台)	低公害車購入者へ購入費の一部を補助した台数 (累計)
市内公共交通全体の利用者 (千人)	市内公共交通全体の年間利用者数
さんさんバスの利用者数 (千人)	さんさんバスの年間利用者数
市民を対象とした乗り方教室の実施状況 (回)	市民を対象とした乗り方教室の回数

①地球温暖化対策への対応

【施策の基本的方向】

化石燃料*の大量消費による温室効果ガス*の排出は、地球温暖化*の大きな要因となっており、世界規模で温室効果ガスの削減に向けた取り組みが推進されています。本市では、市域からの市民1人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。事業所や家庭からはまだ多くの二酸化炭素が排出されています。

そこで、市民・事業者・行政は日頃からエネルギー問題への意識を高く持ち、省エネルギー化や、再生可能エネルギー*の活用を個人・地域・事業所単位で推進することで、市全体での地球温暖化対策を推進していきます。

「地球温暖化対策への対応」への市民・事業者アンケートからの視点

- ・市民に対し、地球温暖化の現状と地球温暖化対策の必要性が十分に伝わっていないため、世界的な課題である地球温暖化とその対策についての理解と、本市が表明した「ゼロカーボンシティ宣言*」などの周知を行う必要があります。
- ・市内のエネルギー使用量の大半が事業者によるものとなっているため、事業者によるエネルギー使用量削減のための取り組みが必要となります。また、再生可能エネルギー設備への関心も低いことから普及・啓発などの行政支援を検討する必要があります。

1.①.1

省エネルギーの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ゼロカーボンシティの取り組み	「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、さまざまな取り組みを実施していきます。	○	○	○
省エネルギー行動の推進	燃料、熱、電気といったエネルギー消費に対する意識を高め、省エネ行動に取り組めます。	○	○	○
市全体での地球温暖化対策体制の構築	地球温暖化に対する情報や環境にやさしい具体的な行動内容の共有化を図り、市全体で地球温暖化防止に取り組める体制を構築します。			○

1.①.2

再生可能エネルギーの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
再生可能エネルギー*の活用	地球環境にやさしい太陽光発電*などの再生可能エネルギーの活用を積極的に推進します。	○	○	○

【地球温暖化対策への対応に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
ゼロカーボンシティ推進に特化した計画の策定	策定	計画推進
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)*普及への補助台数(台)	602	450
電気自動車等充電設備普及への補助台数(台)	17	10
燃料電池*システム普及への補助台数(台)	271	400
家庭用蓄電システム普及への補助台数(台)	800	850
住宅用太陽光発電システム普及への補助台数(台)	2,774	3,150

コ ラ ム

Society (ソサエティ) 5.0

「Society5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会（Society）を指す概念であり、第5期科学技術基本計画において提唱されました。

「Society5.0」では、IoT（Internet of Things）や人工知能（AI）、ロボットなどの最先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことが期待されます。また、IoTやAIを活用した脱炭素ビジネスが広がり、脱炭素に向けた取り組みのさらなる広がりが予想されます。

【Society1.0～4.0 について】

- Society 1.0：狩猟社会
- Society 2.0：農耕社会
- Society 3.0：工業社会
- Society 4.0：情報社会

(出典：内閣府 Society 5.0

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)



【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●省エネルギー型の電化製品やガス機器への更新・使用に努めます。 ●家庭で使用する電気・ガス・水道などの消費量を把握し、その節減に努めます。 ●冷暖房機器を適正な温度設定で使用するよう努めます。 ●使用しない電化製品は主電源を消し、待機電力の消費を抑えるよう努めます。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●太陽光発電*などの再生可能エネルギー*を積極的に活用するよう努めます。
事業者	●施設の建設にあたっては、省エネ機器の導入を進めるとともに、きめ細かなエネルギーの管理ができるよう努めます。 ●省エネルギーに配慮した施設・設備や生産工程の採用に努めます。 ●使用しない照明やＯＡ機器*などについては電源を切るよう努めます。 ●冷暖房機器は、適切な設定温度で使用するよう努めます。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●クールビズ*・ウォームビズ*を進めるよう努めます。 ●事業用太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの情報収集・設置を進めます。 ●遊休地*を活用し、太陽光発電システムを導入します。
市	●公共施設や事務処理における省エネルギー化を推進します。 ●使用しない照明やＯＡ機器などについては電源を切るよう努めます。 ●冷暖房機器は、適切な設定温度で使します。 ●緑のカーテンを設置し、冷房の使用削減に取り組みます。 ●クールビズ・ウォームビズを進めるよう努めます。 ●省エネルギー製品や再生可能エネルギー設備の導入促進のための購入補助などの支援を行うとともに、より効果のある補助メニューの検討をします。 ●公共施設の新設や改修の際に再生可能エネルギー施設・設備の導入を推進します。 ●公共施設の屋根などの遊休スペースについて、地域のエネルギー事業者への貸し出しを推進します。 ●家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発を図ります。

②環境負荷の少ない交通の推進

【施策の基本的方向】

本市における温室効果ガス*（CO₂）排出量は、産業部門が全体の 70%程度を占めていますが、これに次いで自動車の利用など運輸部門からの排出が多くなっています。市内に位置する「黒笹駅」や「三好ヶ丘駅」、「名鉄バス」、「さんさんバス」の利用者数は増加していますが、「三好ヶ丘ループバス」の利用者数は減少傾向にあります。これは、令和 4（2022）年度までは増加傾向にあったものの、令和 5（2023）年度から土日祝日等の運行が取り止めになるなど、運行便数の減少の影響によるものです。

環境負荷の少ない交通を推進し、住みつづけたいまちを実現するためには、公共交通機関などの整備により、市民の移動手段を確保することが必要です。

また、自動車利用については、低燃費の環境にやさしい低公害車*を利用するよう推進するとともに、日常生活において過度に自動車に頼らないライフスタイルを勧奨し、公共交通機関や自転車などへの交通手段の転換や、移動手段を複合した C & R（サイクルアンドライド*）などを推進していきます。

「環境負荷の少ない交通の推進」への市民・事業者アンケートからの視点

- ・市民の居住地区や事業者の所在地により満足度に差があるものの、公共交通（交通システムの総合的な改善）の改善を望む市民の割合が高い状況です。高齢者の免許返納後の移動手段として、より広域的な移動需要への対応が必要となるため、利便性の高い公共交通の形成とあわせて市民や事業者への利用促進の必要があります。
- ・市民が所有する自動車に対する省エネルギーの関心は高く、引き続き低公害車の購入補助などを継続し、省エネルギー効果を高めていきます。

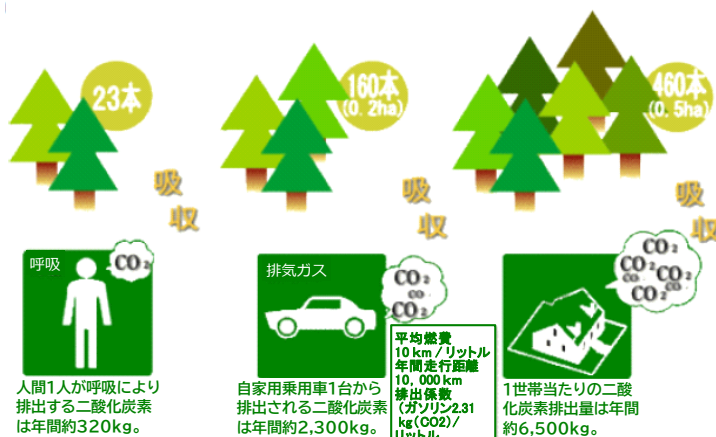
コラム

森林の二酸化炭素吸収量

令和 3（2021）年度のみよし市の二酸化炭素排出量は、約 82 万 t-CO₂ であり、これは 1 年間に一般家庭から排出される二酸化炭素の約 30 万世帯分に相当します（参考：令和 6（2024）年度時点の本市の世帯数は約 2 万 6 千世帯）。

森林（スギ）の二酸化炭素吸収力は、樹齢 36～40 年のスギの人工林 1ha あたり約 302t-CO₂/年とされています。

これによると、全体の二酸化炭素排出量（約 82 万 t-CO₂）を吸収するためには、スギの人工林が約 2,700 ha 必要という試算となり、みよし市（約 3,200ha）と同等の面積の森林が必要となります。



（出典：環境省 家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査

林野庁 森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？

林野庁近畿中国森林環境局 森林・樹木のもつ二酸化炭素吸収の働き）

1.②.1

環境にやさしい自動車利用促進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
低公害車*の導入や利用の推進	家庭や事業所、市の公用車における低公害車の導入や利用を推進します。	○	○	○
エコドライブ*の推進	急発進・急停止をやめる、アイドリングストップ*を行うなど、燃費の良いエコドライブを推進します。	○	○	○

1.②.2

公共交通機関の整備と利用促進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
鉄道・バスの相互連携の強化	自家用車を過度に利用しなくても移動することのできる交通体系の実現のために、鉄道・バスの相互連携の強化を図っていきます。		○	○
公共交通機関の利用の促進	駅やバス停などの利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。		○	○

【環境負荷の少ない交通の推進に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
低公害車普及への補助台数（台）	3,288	3,350
市内公共交通全体の利用者（千人）	2,955	3,200
さんさんバスの利用者数（千人）	380	336
市民を対象とした乗り方教室の実施状況（回）	4	4

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●車の購入や買い換えの際に低公害車*の購入に努めます。 ●自動車で移動する場合はエコドライブ*に努めます。 ●複数人で自動車で移動する場合は、乗り合わせに努めます。 ●公共交通機関が利用できる場合は、自動車の利用を極力控え公共交通機関による移動に努めます。 ●近場への移動には徒歩や自転車の利用に努めます。
事業者	●車の購入や買い換えの際に低公害車の購入に努めます。 ●自動車で移動する場合はエコドライブに努めます。 ●物流の合理化を図り、車両走行距離の削減に努めます。 ●運搬などの事業活動において効率的な自動車移動に努めます。 ●移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ●従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。
市	●低公害車の導入促進のため、購入補助の支援を行います。 ●公用車の購入や買い替えの際は、低公害車を購入します。 ●公用車の運転時には、エコドライブに努めます。 ●市のイベントなどの際にサイクルアンドライド*やエコドライブに関する情報提供を実施し、自動車利用による二酸化炭素排出量削減の普及啓発に努めます。 ●市民の移動手段を確保するため、コミュニティバス*を含めた市内公共交通機関を連携します。 ●駅などに駐輪場を整備し、公共交通機関の利用を促進します。 ●移動の際には、できる限り自転車や公共交通機関を利用します。 ●地域を対象にした乗り方教室を開催し、これまで公共交通をあまり利用したことがない人達に向けても利用促進を図ります。

コラム

あいち COOL CHOICE

「あいち COOL CHOICE」は、国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に呼应し、県民の一人ひとりに、実際にCO2削減行動・省エネ行動に取り組んでもらうため、日常生活のあらゆる場面で地球温暖化*対策に対応する「賢い選択」を呼びかける県民運動です。

「自宅でCOOL CHOICE」や「住まいのCOOL CHOICE」、「移動手段のCOOL CHOICE」、「その他のCOOL CHOICE」と、それぞれの取り組み事例を紹介しています。

自宅でCOOL CHOICE	住まいのCOOL CHOICE	移動手段のCOOL CHOICE	その他のCOOL CHOICE
【例】 「夏は軽装で快適に」、 「洗濯には風呂の残り湯を利用しよう」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/jitakude.html)	【例】 「LED照明をチョイス!」、 「省エネエアコンをチョイス!」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/sumaiwo.html)	【例】 「徒歩・自転車をチョイス!」、 「公共交通機関をチョイス」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoice-walk.html) (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoice-train.html)	【例】 「旬の食材・県内産の食材をチョイス!」、 「環境家計簿をつける」など (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/sonotano.html)

(出典：愛知県 あいち COOL CHOICE

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/coolchoicelogo.html>)

【長期ビジョン】

本市では、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言*」を行い、令和7（2025）年3月に「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定しており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

令和6（2024）年3月に策定した「第2次みよし市総合計画*後期基本計画」では、市域から排出される二酸化炭素排出量を令和10（2028）年には64.6万t-CO₂以下に削減する目標を掲げています。本市では、令和32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロという最終的な目標に向けて令和10年以降を見据えた長期的なビジョンを策定します。

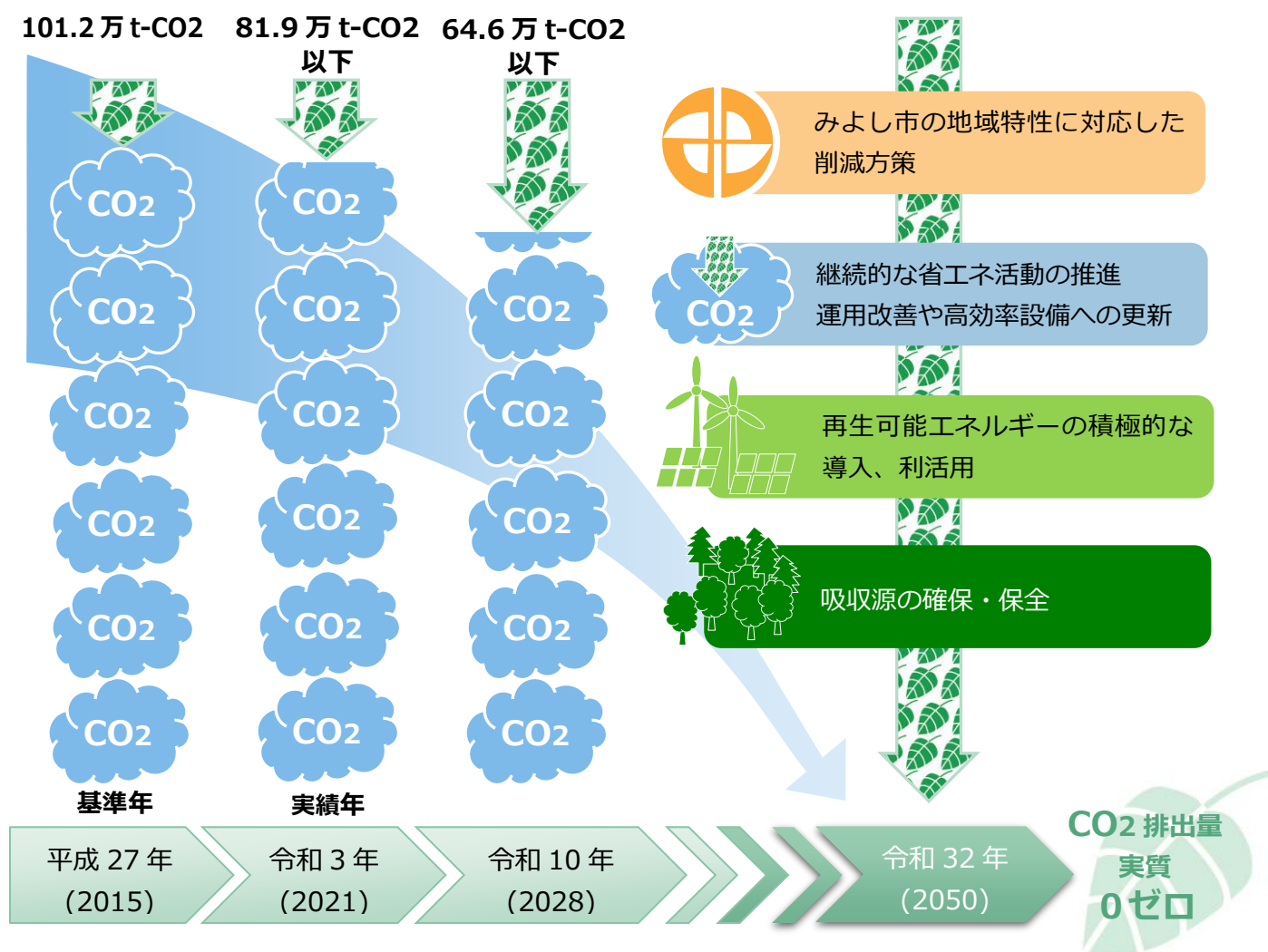


図 39 二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けたフロー図

（第2次みよし市総合計画後期基本計画及びみよし市ゼロカーボンシティ推進計画より数値目標を抜粋）

令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロという目標を達成するために、本市では、「みよし市の地域特性に合わせた削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギー*の積極的な導入、利活用」、「吸収源*の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行います。



みよし市の地域特性に対応した削減方策

本市の地域特性に対応した二酸化炭素の削減方策の検討を行い、削減に向けた取り組みを推進します。長期ビジョンの中では、「市内の再生可能エネルギー*の賦存量*調査」、「市内の未利用エネルギー利活用の可能性調査」、「市内事業者と連携したエネルギー事業モデルの可能性調査」などを実施し、削減方策を検討します。



継続的な省エネ活動の推進 運用改善や高効率設備への更新

市内の家庭、事業所および公共施設における照明機器のLED*化や空調熱源機器の更新を推進します。また、「使用しない照明やO A機器*などについては電源を切る」、「冷暖房機器は、適切な設定温度で使用する」など日常でできる運用改善や省エネ活動を推進します。



再生可能エネルギーの積極的な 導入、利活用

市内の家庭、事業所、公共施設、遊休地*において、太陽光発電*などの再生可能エネルギーの積極的な利活用を推進します。



吸収源の確保・保全

二酸化炭素の吸収源*を確保するために市内の公園緑化や農地の活用を推進します。また、みよし市内だけでなく、市外の資源も活用したカーボンオフセット*の取り組みを推進します。

(2) 自然共生のまちづくりの施策展開の方向性

自然共生

2 自然共生のまちづくり

目指すまちの姿

- 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。

施策

主な取り組み

①豊かな自然の保全・再生

2.①.1 樹林地の保全・整備

2.①.2 水辺環境の保全・整備

2.①.3 生き物にやさしい農地形成

②身近な緑の保全・創出

2.②.1 公園・緑地の整備

2.②.2 各施設の緑化推進

③公害対策の推進

2.③.1 大気汚染の防止

2.③.2 騒音・振動および悪臭の防止

2.③.3 水質汚濁の防止

④快適で人にやさしい都市空間の形成

2.④.1 人にやさしい施設整備の推進

2.④.2 美しい都市景観の形成

2.④.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさを守ろう

循環・共生

4 質の高い教育を
みんなに

身近な自然とふれあう環境
学習などを通じて持続可能
な活動を継続

11 住み続けられる
まちづくりを

地域の生態系が守られた持
続可能なまちづくり

12 つくる責任
つかう責任

環境に配慮した製品を選
択し自然を保全

自然共生*のまちとは、地域の生活環境である里山*が適切に保全・管理され、豊かな生物多様性*を育む緑が十分に確保されているまちをいいます。本市としては、まちの発展過程とともに姿を変えつつも、独自の自然特性や歴史特性と深く結びついていて、将来のまちづくりに欠かせない貴重な緑として継承する必要があります。

樹林地*や水辺などの自然を将来にわたって保全していくとともに、良好な都市環境の形成を通じて、市民の暮らしと生き物との共生を目指していく必要があります。

自然共生のまちの実現に向けて、豊かな自然の保全・再生や市街地内の身近な緑の保全・創出を進めることで、SDGs*のゴール「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献し、あわせて SDGs のゴール「4」「11」「12」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

- 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。
- ・公園や果樹園といった人が作り上げた「自然」への関心は高いですが、市内に元々存在する「自然」への関心はあまり高くありません。自然に関する市の施策について「わからない」と回答している市民が半数程度となっているため、市内の豊かな自然を知ってもらうことや、身近に自然を感じることができる環境を整える必要があります。
- ・「生物多様性」や「外来種*の防除」について、関心や理解があまり高くないため、市民や事業者に対して周知する必要があります。
- ・公害の重要な基準となる「大気汚染の防止」などに関する満足度について、「わからない」・「判断できない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・「全体としての周辺環境への満足度」は高い傾向にありますが、「河川や池などの水のきれいさ」への満足度が低いため、河川や池の環境改善に対応する必要があります。

【成果指標】

「自然共生*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、緑被率*の確保、大気・河川・ため池の環境基準*達成状況、および公共施設のバリアフリー*整備率の向上を定めます。

①数値目標

緑被率 (%)			
令和 6 年度 現状値	35.7	令和 12 年度 目標値	34.0
環境基準達成状況【大気】 (%)			
令和 6 年度 現状値	100.0	令和 12 年度 目標値	100.0
環境基準達成状況【河川】 (%)			
令和 6 年度 現状値	89.8	令和 12 年度 目標値	95.0
環境基準達成状況【ため池】 (%)			
令和 6 年度 現状値	96.4	令和 12 年度 目標値	95.0
公共施設のバリアフリー率 (%)			
令和 6 年度 現状値	74.5	令和 12 年度 目標値	76.0

コラム

愛知目標

愛知目標とは、平成 12（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された『生物多様性戦略計画 2011-2020』においてまとめられた、地球上の生物多様性を保全するための国際的な目標です。

この愛知目標は、数値目標を含む 20 の個別目標によって構成されており、「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」（目標 5）、「陸域の 17%、海域の 10% が保護地域などにより保全される」（目標 11）など具体的な目標を掲げています。

しかし、令和 2（2020）年、国連の生物多様性条約事務局は、令和 2（2020）年までに各国が取り組む愛知目標はいずれの項目においても未達であったと発表しました。

令和 4（2022）年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、これを踏まえ令和 5（2023）年 3 月には『生物多様性戦略計画 2023-2030』が閣議決定されました。これまで以上に生物多様性保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。



（出典：環境省 みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性【ネイチャーポジティブポータル】
<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/>）

②取組指標の一覧

指標名		指標の定義
緑化指定面積	面積 (㎡)	市内に残る鎮守の森*、里山*の保全面積
	箇所数 (箇所)	
里山で活動する組織 (組織)		鎮守の森、里山を活用・保全する組織数
自然観察会、水生生物*調査の参加者数 (人)		みよし市自然観察会、水生生物調査における一般参加者の人数 (累計)
多自然型河川*の整備率 (%)		多自然型河川改修済延長/計画延長
耐震化を行ったため池の数 (箇所)		耐震化を行ったため池の数 (累計)
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数 (区画)		緑と花のセンターの貸し農園利用区画数
遊休農地*の面積 (ha)		市内の管理されていない農地の面積
市民 1 人当たりの都市公園面積 (㎡)		都市公園面積/人口
公園・緑地で活動する組織 (組織)		街区公園を主とした地域団体数
施設緑化 (㎡)		公共施設などの緑化面積
道路緑化 (㎡)		道路植栽帯などへの緑化面積
公害防止協定*締結事業所 (事業所)		公害防止協定の締結事業所数
歩道等設置道路整備率 (%)		歩道付き道路の整備率 (整備済延長/計画延長)
自転車・歩行者占用道路整備率 (%)		自転車・歩行者専用道路の整備率 (整備済延長/計画延長)
環境活動団体数 (団体)		環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数
歴史民俗資料館利用状況 (人)		歴史民俗資料館の年間入館者数
石川家住宅利用状況 (人)		石川家住宅の年間入館者数

①豊かな自然の保全・再生

【施策の基本的方向】

市内に残る鎮守の森*や雑木林の緑、三好池周辺や境川などの水辺は、本市の原風景を伝える貴重な自然環境を形成しています。また、市内には東海丘陵要素植物群*が分布しており、この地域固有の生態系*がみられます。

こうした、地域特性を持つ自然環境の保全を推進するため、市民・事業者・行政による、樹林地*の適切な管理や、河川やため池の環境整備、生態系保全に関する活動を推進していきます。

2.①.1

樹林地の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
市内に残る緑の保全	市内に残る鎮守の森や雑木林などのまとまった緑を保全します。	○	○	○
生態系の保全	身近な動植物の生息環境の保全に取り組みます。特に、人々の暮らしの中で手入れされることによって多様な生物を育ててきた里山*の自然を守ります。	○	○	○

2.①.2

水辺環境の保全・整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水辺の生き物の生息環境の保全	三好池や境川などの水辺環境を保全・整備し、生き物の生息環境として確保します。	○		○
河川やため池の環境整備	市民が水辺に親しむことのできる自然豊かな河川やため池の環境づくりに取り組みます。	○		○
良好な水辺環境の創出	河川やため池の清掃活動などにより、良好な水辺環境を創出します。	○		○

2.①.3

生き物にやさしい農地形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境保全型農業の推進	農薬や化学肥料の使用を控え、生き物にやさしい環境保全型農業を推進します。			○
市民と農のふれあい推進	市民農園や体験農園などにより農地を有効活用し、市民が農とふれあうことのできる環境づくりを推進します。	○		○
遊休農地*の有効活用	遊休農地の発生を防止するとともに、既存の遊休農地については景観作物*を植えるなど有効活用を図ります。			○

【豊かな自然の保全・再生に対する取組指標】

指標名		令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
緑化指定面積	面積 (㎡)	49,000	49,000
	箇所数 (箇所)	17	17
里山*で活動する組織 (組織)		15	15
自然観察会、水生生物*調査の参加者数 (人)		413	1,000
多自然型河川*の整備率 (%)		66.2	77.0
耐震化を行ったため池の数 (箇所)		4	7
緑と花のセンターの貸し農園利用区画数 (区画)		327	320
遊休農地の面積 (ha)		6.8	4.0

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 地域や学校などのビオトープ*作りに参加します。 ● 在来種*の保護のため、外来生物*を持ち込みません。 ● 自然環境の保全活動や環境調査などに積極的に参加するよう努めます。 ● 自然観察会、水生生物*調査などに積極的に参加します。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 自宅周辺の身近な緑や水辺環境の保全に努めます。 ● 市民農園などを積極的に活用し、農業への理解を深めます。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の購入に努めます。 ● 耕作の維持が困難な農地については、農業生産法人に耕作を依頼するなどして遊休農地*の発生防止に努めます。
事業者	● 事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ● 市や市民団体などが行う自然環境保全の活動に参加するよう努めます。 ● 市内の池や河川の清掃活動に積極的に参加します。 ● 事業活動の際には、緑・水辺などの自然環境の保全に努めます。 ● 農業では、農薬や化学肥料の使用を抑制します。 ● 農業体験の実施など、消費者との関係強化を図ります。
市	● 鎮守の森*などを保全し、緑の適切な維持管理に努めます。 ● 公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ● 公共事業などでは、計画段階から自然や生態系*に配慮するよう努めます。 ● 自然観察会、水生生物調査などへの参加の啓発活動を行います。 ● 河川整備では、親水性や生態系、景観などに配慮した多自然型の河川づくりに努めます。 ● 農業用水の確保、親水性、洪水調整機能の向上などのために地元が行うため池の適切な保全を支援します。 ● 市民との協働*による水辺の清掃活動などを推進します。 ● 減農薬・減化学肥料を推奨し、環境保全型農業の普及啓発に努めます。 ● 市民農園の利用を通じ、市民の農業に対する親近感の向上に努めます。 ● 遊休農地の発生防止・解消のため、農業の担い手の集積や景観作物*の栽培などを推進します。

②身近な緑の保全・創出

【施策の基本的方向】

市街地内における公園・緑地、公共施設の緑化、道路緑化、住宅・事業所内の緑化は、市民にとって最も身近な自然であり、市民の暮らしに安らぎを与えるとともに、本市の都市景観を形成しています。

また、市街地内の緑は野生の生き物の生態系*ネットワークの形成にも重要な役割を果たしており、市街地内の緑の保全・創出を行うことで、地域全体の生物多様性*の向上に資すると考えられるため、本市では、市民・事業者・行政とともに住宅地や商業地、工業地などの緑化、公園・緑地の整備を推進していきます。

2.2.1

公園・緑地の整備

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公園・緑地の整備	市民が身近に利用でき、自然とふれあうことのできる公園・緑地を整備します。			○
公園の緑化推進	市と市民・地域の協働*により、公園の緑化を推進します。	○		○

2.2.2

各施設の緑化推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
公共施設の緑化推進	街路樹、公共建築物の敷地内の緑化などといった公共施設の緑化を推進します。			○
緑化の推進	住宅や事業所などの民有地における生垣の設置や屋上・壁面緑化などを推進します。	○	○	

【身近な緑の保全・創出に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
市民1人当たりの都市公園面積（㎡）	16.6	17.0
公園・緑地で活動する組織（組織）	40	40
施設緑化（㎡）	20,507	20,500
道路緑化（㎡）	2,818	2,848

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ●庭に樹木や花を植えるなど敷地内の緑化に努めます。
事業者	●公園の緑化事業などへの積極的な参加に努めます。 ●自然と触れ合う場の整備・保全活動への積極的な参加に努めます。 ●事業所の敷地内の緑化に努めます。
市	●公園の緑化事業などへの参加の啓発活動を行います。 ●公園・緑地、街路樹などへの市民の愛着を高めるための普及啓発に努めます。 ●市民・地域との協働*による公園・緑地・街路樹の整備・維持管理を推進します。 ●公共施設内の緑化を推進します。 ●歴史を伝えている巨樹・巨木や、市民から親しまれている樹木などの保全に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●道路整備に合わせ、沿道の街路樹整備を計画的に推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内の緑化の普及・啓発に努めます。

③公害対策の推進

【施策の基本的方向】

大気・水質の保全や静かな環境は、市民や市内に住む生き物の安全で快適な暮らしには不可欠な要素となっています。また、市民が安心して健康な生活を送っていくためには、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害の発生防止が前提となり、万一発生した場合は迅速に対応を行うことが重要です。

本市では、ほとんどの項目で環境基準*を満たしているものの、自動車の排気ガスや河川の水質の一部で環境基準に不適合な項目もあります。そのため、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進します。また、近隣住民に対する迷惑行為などいわゆる生活公害に対しては、市民の意識啓発などを行うことで防止を図り、快適な居住環境の確保に努めます。

2.③.1

大気汚染の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出抑制の推進	大気汚染物質の自主的な排出抑制を推進します。			○

2.③.2

騒音・振動および悪臭の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

2.③.3

水質汚濁の防止

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【公害対策の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
公害防止協定*締結事業所（事業所）	63	70

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●ごみなどの野焼きを行わないようにします。 ●家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ●悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ●生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ●公害に関する情報を収集し、知識に醸成に努めます。
事業者	●施設設備の更新の際は、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。 ●工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化に努めます。 ●事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ●市との公害防止協定の締結に努めます。 ●公害に関する情報を積極的に公開します。
市	●野焼きなどの近隣への迷惑行為の防止に努めます。 ●生活排水対策として、下水道の整備や適正管理に努めます。 ●事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ●市民・事業者に対して、公害防止に対する認識の向上のための情報提供を行います。 ●公害防止に関する各種法令などに基づく指導・監視体制を徹底します。

④快適で人にやさしい都市空間の形成

【施策の基本的方向】

本市では人口の増加が続いており、さまざまな人が流入し、まちを発展させてきました。今後もさらに人口が増加することが見込まれると同時に、外国籍住民の増加や超高齢化社会など多様化する社会に対応したまちづくりをしていくことが必要です。

すべての市民が快適で安全に利用できるように、公共公益施設のバリアフリー*化の促進や道路整備などを進めていくことが必要です。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを推進していきます。

2.④.1

人にやさしい施設整備の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所などの公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。			○

コラム

外来種被害予防三原則

「外来種*」とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。生態系*は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や、農林水産業まで、幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまう生物もいます。しかし、中には非常に大きな悪影響を及ぼすものもいます。そのような外来種による被害を予防するために環境省では、以下のような「外来種被害予防三原則」を定めています。

①入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

②捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。

③拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

（出典：環境省 日本の外来種対策

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html>）

2.④.2

美しい都市景観の形成

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄*やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	○	○	○

2.④.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保存	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保存し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働*による神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【快適で人にやさしい都市空間の形成に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
歩道等設置道路整備率（％）	94	94
自転車・歩行者専用道路整備率（％）	89	89
環境活動団体数（団体）	128	125
歴史民俗資料館利用状況（人）	4,803	4,481
石川家住宅利用状況（人）	3,711	5,761

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●地域や学校などのビオトープ*づくりに参加します。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の祭りや伝統行事などへ積極的に参加し、伝統文化の保存活動に努めます。 ●文化施設を活用し、文化活動の充実に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー*化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ●敷地内および敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力に努め、伝統文化の保存を支援します。
市	●公共施設の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●歩道の段差解消や拡幅に努めます。 ●田畑やため池などの田園景観を保全します。 ●市内の緑化および景観の形成を推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内緑化の普及・啓発に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●地域の環境美化活動への支援をします。 ●市民・地域・事業者との協働*によるパトロールの実施などにより不法投棄*の防止に努めます。 ●神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。 ●地域における歴史的資源の保護活動への支援を推進します。 ●文化財の調査を行い、その保護・保全・活用を進めます。

(3) 循環型のまちづくりの施策展開の方向性

資源循環

3 循環型のまちづくり

目指すまちの姿

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。
- ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。

施策

主な取り組み

①資源の循環利用の推進

3.①.1 ごみの減量の推進

3.①.2 4 Rの推進

3.①.3 ごみの適正処理

②資源の地域循環

3.②.1 水の有効利用

3.②.2 地産地消の取り組み

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



12 つくる責任つかう責任

循環・共生



3 すべての人に
健康と福祉を

ゴミ出し支援など、環
境・福祉の連携



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

廃棄物発電、熱エネ
ルギーなどの有効
利用を促進



11 住み続けられる
まちづくりを

4 R の促進で持続可
能なまちづくり



13 気候変動に
具体的な対策を

頻発する災害など
に対応できるごみ
処理体制を構築

限られた資源を効率的に使って生産性を高め、リサイクル*によって資源の循環利用を徹底する必要があります。また、市民生活や産業に欠かせない水資源や農産物などの食料資源も、広域的な視点から生産、供給、排出・廃棄といった循環が成立しています。本市としては、市民や事業者とともに、それぞれの役割と責任をあらためて認識し、家庭で、職場で、事業活動で、あらゆる場面でごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むことにより、さらなる循環型のまちを実現する必要があります。

このため、不要なものの辞退、ごみの減量、再利用、再資源化という4R*の定着および廃棄物の適正処理を目指すとともに、水や農産物などの資源に関しても関係機関などと連携しながら、地域循環を目指した取り組みを進め、SDGs*のゴール「12 つくる責任つかう責任」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「3」「7」「11」「13」に係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

- 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。
 - ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。
- 市民・事業者とも満足度が高い分野ではありますが、より進めるべき施策としての関心も高いため、引き続き施策を推進する必要があります。

【成果指標】

「循環型まちづくり」の達成に関連する数値目標として、1人1日当たりのごみ排出量の削減を定めます。

①数値目標

1人1日当たりのごみ排出量（家庭系）（g）			
令和6年度 現状値	475	令和12年度 目標値	475

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数（台）	生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入者への購入費の一部を補助した台数（累計）
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数（品）	広報紙での「譲ります」「譲ってください」年間掲載物品数（実数）
リサイクル*率（%）	年間ごみ総排出量のうち資源化された割合（総資源化量／年間ごみ排出量×100）
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	雨水貯留タンク設置への補助台数（累計）
産地施設などの店舗数（店舗）	産直施設および大型スーパー内産直コーナー数
学校給食センターでの地元農産物利用率（%）	学校給食センターでの地元農産物の食材利用率（愛知県産品目数の割合）

①資源の循環利用の推進

【施策の基本的方向】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動を行ってきた結果、環境に多大な負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化*などの環境問題が深刻化しています。本市では、ごみの分別収集や、4R*の啓発・推進、リサイクル*ステーションの増設など循環型社会*の実現に向けて取り組んでいます。

今後も廃棄物のさらなる排出抑制や、再利用・再資源化の促進、市民・事業者に対する4Rの意識啓発を推進するとともに、社会の変化に合わせたごみの適正処理に取り組んでいきます。

3.①.1

ごみの減量の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
ごみの減量の推進	ごみの減量化を目指して家庭・事業所からのごみの排出ゼロを目指します。	○	○	○

3.①.2

4Rの推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
リデュース*の推進	ごみになるものは買う量・使用量を減らす（リデュース）取り組みを推進します。	○	○	○
リフューズ*の推進	不要なものは受け取らない（リフューズ）取り組みを推進します。	○	○	○
リユース*の推進	使用できるものは繰り返し使う（リユース）取り組みを推進します。	○	○	○
リサイクルの推進	不用になったものは再資源化する（リサイクル）取り組みを推進します。	○	○	○
4Rの啓発	市民1人ひとりが「4R」を認識し、市全体でごみの減量に取り組んでいきます。			○

3.①.3

ごみの適正処理

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
高齢者などへのごみ出し支援の推進	日常のごみ出しが負担となっている高齢者などに対し、ごみ出し支援のための検討を行います。	○	○	○
有害廃棄物の適正処理	水銀を使用している体温計や、蛍光灯、バッテリー、乾電池などの有害廃棄物の適正な処理を行います。	○	○	○
災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に備えて廃棄物の処理体制を構築します。			○

コラム

3R・4R

3Rは、1980年代中頃に米国で使用し始めた概念であり、廃棄物発生抑制（Reduce：リデュース*）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース*）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル*）の3つの対策のアルファベットの頭文字が「R」であることから、これらを併せて「3R」と呼んでいます。

近年、この3Rに不要なものの受け取り拒否（Refuse：リフューズ*）を加え、4Rを推進する動きが全国的に広がっています。

4 R	具 体 例
Reduce （リデュース） 廃棄物発生抑制	・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。 ・耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。 など
Refuse （リフューズ） 不要なものの受け取り拒否	・マイバックを持ち買い物袋の利用を断る。 ・過剰な包装は断る。 など
Reuse （リユース） 廃棄物の再使用	・リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。 ・フリーマーケットやガレッジセール等を開催し、不用品の再使用に努める。 など
Recycle （リサイクル） 廃棄物の再生利用	・資源の分別回収に協力する。 ・リサイクル製品を積極的に利用する。 など

（出典：環境省 循環型社会の構築に向けたごみの3Rの推進

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/junkan/h17/html/jh0501000100.html>

3R推進協議会

<https://www.3r-suishinkyogikai.jp/intro/3rs/>

【資源の循環利用の推進に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
生ごみ処理機および生ごみ堆肥化容器購入への補助台数（台）	3,635	3,765
広報紙「譲ります」「譲ってください」掲載物品数（品）	60	50
リサイクル*率（%）	15.0	28.4

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	● 買い物にマイバッグを持参し、不要なレジ袋は使いません。 ● 必要のないものは買わないように努めます。 ● 使い捨て製品の使用を控え、詰め替え製品を積極的に使用するよう心がけます。 ● 過剰包装は断ります。 ● 食品ロス*削減のため、必要な分だけの購入に努めます。 ● 家具などは修理することで、長い期間の使用に努めます。 ● リサイクルステーションやフリーマーケット*などを活用して、不用になったもののリユース*、リサイクルに努めます。 ● 資源ごみの回収に協力します。 ● 使用後も再利用や再資源化ができる商品の選択に努めます。 ● 生ごみは堆肥化などの有効活用にあつめます。 ● ごみは、市のルールに従って正しく分別します。 ● 環境に配慮した製品を優先して購入するよう努めます。
事業者	● 事業活動によって発生する廃棄物の削減にあつめます。 ● ペーパーレス化*を推進します。 ● 量り売りや包装の簡素化など、無駄を出さない取り組みにあつめます。 ● 容器を回収し、再利用にあつめます。 ● 商品の企画を統一し、部品交換ができるような商品の販売を推進します。 ● 再利用や再資源化ができる製品の製造・販売にあつめます。 ● 資源ごみはリサイクルします。 ● 再生紙の活用など、グリーン購入*を実践します。
市	● ペーパーレス化を推進します。 ● 生ごみの減量と有効活用のため、生ごみ処理機の購入の支援をします。 ● 公共事業で用いる建設資材は、リサイクル製品の積極的な利用にあつめます。 ● リサイクルステーションによる資源回収の周知・徹底を図ります。 ● 資源ごみは分別収集を行い、適切に再資源化を行います。 ● 広報紙やホームページなどを活用し、ごみの減量やリサイクルなどの意識高揚を図ります。

②資源の地域循環

【施策の基本的方向】

本市は、水道などの水源を木曽川に頼っており、広域的な視点から、水循環を通した環境保全に貢献していくことが必要です。また、交通網の発達により、域外より多量の食料品が輸送可能となりましたが、輸送には大きなエネルギーを必要とするため、地域内で生産されたものを地域内で消費する地産地消*の取り組みが必要です。

本市では、産直施設や大型スーパー内の産直コーナー数は増加しており、主に事業者による地産地消の取り組みは進められていますが、循環型社会*の構築に向けてさらに地産地消の啓発を推進していきます。

3.2.1

水の有効利用

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
節水の推進	節水に対する意識を高め、限りある水を大切にする取り組みを推進します。	○	○	○
水源地の環境保全	安全でおいしい水を確保するために、水源地の環境保全に貢献します。	○	○	○

3.2.2

地産地消の取り組み

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地産地消の推進	食糧の輸送に伴う環境への負荷を低減し、資源の地域循環を促すために、地域で採れた農作物は地域で消費する地産地消の取り組みを推進します。	○	○	

【資源の地域循環に対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
雨水貯留タンク設置への補助台数（台）	71	85
産地施設などの店舗数（店舗）	34	40
学校給食センターでの利用率（％）	37.5	40.0

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●雨水浸透枺*や雨水貯留タンクを設置するなど、水循環の改善に貢献します。 ●節水や風呂の残り湯などの再利用に努めます。 ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ●野菜や米などは、できるだけ地元でとれたものを食べる地産地消*に努めます。
事業者	●節水や中水*利用などにより、水の有効利用に努めます。 ●雨水浸透枺や雨水貯留タンクの設置、透水性舗装*の採用などにより、水循環の改善に貢献します。 ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ●産直施設や大型スーパー内の産直コーナーでの販売を推進します。
市	●雨水や処理水の再利用、循環利用に取り組みます。 ●公共施設における節水に努めます。 ●水資源の有効利用についての普及啓発を図り、節水行動を推進します。 ●水源地域の森林保全活動への参加や水源地域との交流に努めます。 ●地元農作物の学校給食での利用や直売所の設置などによる地産地消を推進します。

コラム

プラスチック製買物袋の有料化

令和2（2020）年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が開始されました。

プラスチックは、現在、経済社会に深く浸透し、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてきました。しかし、その一方で近年話題となっている海洋プラスチックの問題や地球温暖化*といった地球規模の課題が深刻さを増してきています。こうした背景からプラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくための取り組みの一環として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が改正されました。本改正により、小売業に属する事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を有料で提供することが決定されました。

本改正で有料の対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋とされており、紙袋や布袋のほか、以下の3点は有料化の対象外とされています。

- ①プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
（繰り返し使用が可能であるため）
- ②海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
（微生物によって海洋で分解されるため）
- ③バイオマス素材の配合率が25%以上のもの
（植物由来がCO2総量を変えない素材であり、地球温暖化対策に寄与するため）

【有料化の対象外となる買物袋】



（出典：経済産業省 レジ袋の有料化

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html）

(4) 安全・安心のまちづくりの施策展開の方向性

安全・安心

4 安全・安心のまちづくり

目指すまちの姿

- 生活環境が汚染されることがなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。

施策

主な取り組み

①環境汚染の防止とリスク低減

4.①.1 大気汚染の防止（再掲）

4.①.2 騒音・振動および悪臭の防止（再掲）

4.①.3 水質汚濁の防止（再掲）

②良好な生活環境

4.②.1 人にやさしい施設整備の推進（再掲）

4.②.2 美しい都市景観の形成（再掲）

4.②.3 歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

③災害に強いまちづくり

4.③.1 気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal



3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を

循環・共生



6 安全な水とトイレを世界中に

適切な下水道処理などにより、公共用水域の水質保全



12 つくる責任 つかう責任

自然と調和したライフスタイルで環境負荷を低減



14 海の豊かさを 守ろう

良好な水質を維持し海洋などの生態系を保護



15 陸の豊かさも 守ろう

自然生息地の劣化を抑制し、生態系の保護・回復

安全・安心のまちづくりにおいては、望ましい環境（脱炭素*・自然共生*・資源循環）と協働*による環境行動*による持続可能*なまちへ向けた方向性を踏まえ、その基礎となる健康面での安全が守られ、潤いとまちへの愛着が深められる都市環境が保全され、都市環境を確保するための自然災害などからのまちの安全・安心が重要となります。

安全・安心のまちづくりに向けて、環境汚染の防止とリスク低減や良好な生活環境の保全・創出を進めていきます。また、自然災害などによる大規模災害の被害を回避・低減し、回復力のある災害に強いまちづくりの形成により安全・安心のまちづくりを進め、SDGs*のゴール「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動*に具体的な対策を」の達成に貢献し、あわせてSDGsのゴール「6」「12」「14」「15」に係る循環・共生する持続可能なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートからの視点

●生活環境が汚染されことなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。

- ・市民・事業者ともに、目に見えない「大気汚染の防止」などについては、「わからない」とする回答の割合が高いため、各種環境調査の結果などを積極的に公表・周知する必要があります。
- ・市民・事業者の「環境への配慮」の意識は高く、市民においては他の市民の迷惑とならないよう配慮しています。事業者については企業としての社会的責任を認識し、環境配慮の活動していますが、その活動に負担を感じている事業者が多いため、負担感を軽減する支援を検討する必要があります。
- ・温暖化対策に関する適応行動では、市民・事業者ともに夏の暑さ対策への適応行動が定着しています。事業者においては行政への気候変動や災害に備えた安全・安心のまちづくり（インフラ*）の強化が望まれているため、安全・安心なインフラ整備を検討する必要があります。

【成果指標】

「安全・安心のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、大気・河川・ため池の環境基準
 *達成状況のほか下記のとおり定めます。

①数値目標

環境基準達成状況【大気】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	100.0	令和12年度 目標値	100.0
環境基準達成状況【河川】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	89.8	令和12年度 目標値	95.0
環境基準達成状況【ため池】(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	96.4	令和12年度 目標値	95.0
公共施設のバリアフリー率(%) (再掲)			
令和6年度 現状値	74.5	令和12年度 目標値	76.0
市域に占める市街化区域の割合(%)			
令和6年度 現状値	33.9	令和12年度 目標値	34.0
準用河川の改修率(%)			
令和6年度 現状値	60.3	令和12年度 目標値	64.0

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
公害防止協定*締結事業所(事業所) (再掲)	公害防止協定の締結事業所数
歩道等設置道路整備率(%) (再掲)	歩道付き道路の整備率(整備済延長/計画延長)
自転車・歩行者専用道路整備率(%) (再掲)	自転車・歩行者専用道路の整備率(整備済延長/計画延長)
景観に配慮した地区数(地区)	景観に配慮した地区計画の策定数
歴史民俗資料館利用状況(人) (再掲)	歴史民俗資料館の年間入館者数
石川家住宅利用状況(人) (再掲)	石川家住宅の年間入館者数
防災リーダーの登録者(人)	リーダー登録者数
防災情報メール登録者(人)	防災情報メール登録者数
準用河川*の改修済延長(m)	準用河川の改修済延長(累計)

①環境汚染の防止とリスク低減

【施策の基本的方向】

安全・安心で快適な暮らしには大気・水質の保全や静かな環境は不可欠な要素となっています。本市における公害苦情件数は「第1次環境基本計画」策定時の平成23年度以降減少していますが、年間15件程度発生しており、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害の発生時には、迅速に対応を行い、安全・安心な暮らしを確保していくことが必要です。

また、公害の発生を防止するために市民・事業者に対する意識啓発を実施するとともに、県などの関係機関や事業者と連携した公害対策を推進していきます。

4.①.1

大気汚染の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
大気汚染の防止	「大気汚染防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、大気汚染の防止を図ります。	○	○	○
大気汚染物質の排出削減	大気汚染物質の自主的な排出削減を推進します。			○

4.①.2

騒音・振動および悪臭の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
騒音・振動および悪臭の防止	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、騒音・振動および悪臭の防止を図ります。	○	○	○
騒音・振動および悪臭の防止にかかる取り組みの推進	騒音・振動および悪臭の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

4.①.3

水質汚濁の防止（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
水質汚濁の防止	「水質汚濁防止法」、「県民の生活環境の保全などに関する条例」を遵守し、水質汚濁の防止を図ります。	○	○	○
水質汚濁の防止にかかる取り組みの推進	水質汚濁の防止となる自主的な取り組みを推進します。			○

【環境汚染の防止とリスク低減に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
公害防止協定*締結事業所（事業所）（再掲）	62	70

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●ごみなどの野焼きを行わないようにします。 ●家庭から発生する生活騒音の抑制に努めます。 ●悪臭の原因となるごみを放置しないよう努めます。 ●生活排水を適切に処理し、水質汚濁の防止に努めます。 ●公害に関する情報を収集し、知識に醸成に努めます。
事業者	●施設設備の更新の際は、低公害型の機器の導入や良質燃料への転換を図ります。 ●工場敷地内での樹木の植栽など、植物の大気浄化機能を活かした緑化に努めます。 ●事業活動における騒音や振動、また土壌汚染、悪臭などの公害防止に努めます。 ●市との公害防止協定の締結に努めます。 ●公害に関する情報を積極的に公開します。
市	●野焼きなどの近隣への迷惑行為の防止に努めます。 ●生活排水対策として、下水道の整備や適正管理に努めます。 ●事業者との公害防止協定の締結を推進します。 ●市民・事業者に対して、公害防止に対する認識の向上のための情報提供を行います。 ●公害防止に関する各種法令などに基づく指導・監視体制を徹底します。

②良好な生活環境

【施策の基本的方向】

本市では、人口の増加に伴い、さまざまな人が生活しています。すべての市民にとって安全で安心な生活環境とするために、公共公益施設のバリアフリー*化や、外国籍の市民に対応したサービスを提供することが必要です。

また、地域の都市景観を保全するための、環境美化に関する取り組みの推進や地域特有の歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを推進していきます。

4.②.1 人にやさしい施設整備の推進（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
バリアフリー化の促進	駅や市役所などの公共公益施設のバリアフリー化を促進し、市民全員が快適で安全に利用できる人にやさしい施設整備を推進します。		○	○
道路整備の促進	歩道や自転車専用道を確保するなど、人にやさしい道路整備を促進します。			○

4.②.2

美しい都市景観の形成（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
地域の特性を活かした都市景観の形成	地域の特性を活かした、緑豊かな快適に暮らすことのできる都市景観を形成します。	○	○	○
自然を感じることもできる都市景観の形成	水と緑による連続性を確保した自然を感じることもできる都市景観を形成します。		○	○
環境美化に関する取り組みの推進	不法投棄*やポイ捨てのないまちを実現するために各地域が主体となった環境美化の取り組みを推進します。	○	○	○

4.②.3

歴史・文化資源によるまちづくりの拠点づくり（再掲）

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
歴史・文化資源の保全	地域に残り、地域住民に親しまれている神社仏閣や遺跡を適切に保全し、地域のまちづくりの拠点として活用します。	○	○	○
歴史・文化資源の活用	市民・事業者・市との協働*による神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。	○	○	○

【良好な生活環境に対する取組指標】

指標名		令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
歩道等設置道路整備率（％）	（再掲）	94	94
自転車・歩行者専用道路整備率（％）	（再掲）	89	89
景観に配慮した地区数（地区）		9	9
歴史民俗資料館利用状況（人）	（再掲）	4,803	4,481
石川家住宅利用状況（人）	（再掲）	3,711	5,761

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●自転車の放置や自動車の違法駐車をしません。 ●住宅を建設するときは、形や色など周囲の景観への配慮に努めます。 ●地域や学校などのビオトープ*づくりに参加します。 ●地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。 ●ごみやタバコのポイ捨てをしません。 ●地域の祭りや伝統行事などへ積極的に参加し、伝統文化の保存活動に努めます。 ●文化施設を活用し、文化活動の充実に努めます。
事業者	●施設のバリアフリー*化に努めるなど、快適で安全に利用できる施設整備の推進に努めます。 ●屋外広告物などを設置する際は、周辺の景観への配慮に努めます。 ●事業所内ビオトープの保全と新たなビオトープづくりに努めます。 ●敷地内および敷地周辺を清掃し、地域の美化に努めます。 ●歴史・文化資源の保全に協力します。 ●地域の祭りや伝統行事などへの参加・協力に努め、伝統文化の保存を支援します。
市	●公共施設の新築・改築の際には、バリアフリー化に努め、快適で安全に利用できる施設整備を推進します。 ●歩道の段差解消や拡幅に努めます。 ●田畑やため池などの田園景観を保全します。 ●市内の緑化および景観の形成を推進します。 ●各家庭への苗木の配布などによる、敷地内緑化の普及・啓発に努めます。 ●一定規模以上の開発などに対しては緑地の十分な確保を促します。 ●地域の環境美化活動への支援をします。 ●市民・地域・事業者との協働*によるパトロールの実施などにより不法投棄*の防止に努めます。 ●市民・地域・事業者と協働し、神社仏閣や遺跡などの歴史資源を活用したまちづくりを推進します。 ●地域における歴史的資源の保護活動への支援を推進します。 ●文化財の調査を行い、その保護・保全・活用を進めます。

③災害に強いまちづくり

【施策の基本的方向】

地球温暖化*の進行に伴う気候変動*が顕在化し、大規模な自然災害が頻発しています。

自然災害が起こった場合に、大きな被害が生じないよう森林・河川づくり、災害時の暮らしを支えるインフラ*などの普及を促進し、災害廃棄物の処理体制を整えていきます。

4.③.1

気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
気候変動適応策の推進	地球温暖化による気候変動や温暖化が原因で発生する自然災害の被害を最小限に抑えるための適応という考え方の認知度を高めるため、市民・事業者および行政機関関係者への周知や普及啓発を行います。			○
自然の機能を生かす取り組みの推進	森林や農地、河川は災害被害を防ぐ機能を持っています。これらの機能を発揮できる自然を守り育てます。			○
災害廃棄物処理の体制整備	大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、事業者などと連携した災害廃棄物処理体制や広域連携*体制を構築します。		○	○

【災害に強いまちづくりに対する取組指標】

指標名	令和6年度 現状値	令和12年度 目標値
防災リーダーの登録者（人）	106	160
防災情報メール登録者（人）	3,253	4,100
準用河川*の改修済延長（m）	5,828	6,205

(5) 協働による環境行動のまちづくりの施策展開の方向性

協働

5 協働による
環境行動のまちづくり

目指すまちの姿

- 市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

施策

主な取り組み

①環境学習の推進

5.①.1 学校教育・生涯学習の充実

5.①.2 環境教育の実施体制の構築

②環境保全行動の推進

5.②.1 協働による環境保全の推進

5.②.2 環境情報の収集・発信

5.②.3 広域的な環境保全活動の推進

持続可能なまちづくりの方向性

SDGs Goal

4 質の高い教育をみんなに
17 パートナーシップで目標を達成しよう

循環・共生

目指すまちの姿に向けた原動力



環境分野の取り組みには、市の施策だけでなく、市民や事業者などの役割も非常に大きいことから、これからもさらに協働*によるまちづくりを進めて行く必要があります。

「協働による環境行動*のまち」の実現に向けて、環境学習の推進により市民などの環境意識を高め、行動を促すとともに、協働による環境保全活動を積極的に推進し、SDGs*のゴール「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献し、あわせて様々な SDGs のゴールに係る循環・共生する持続可能*なまちを目指します。

「目指すまちの姿」への市民・事業者アンケートによる視点

●市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。

市民においては各家庭で「環境について話し合う」ことや、事業者では「従業員に対して職場や家庭での環境配慮行動について教育や実践の働きかけを行う」取り組みがされていることから、「話し合う」、「参加する」、「開催する」と段階的な行動に対する支援が必要となります。

【成果指標】

「協働*による環境行動*のまちづくり」の達成に関連する数値目標として、環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合の増加を定めます。

①数値目標

環境問題に各主体が協働で取り組むべきと感じる市民の割合（％）

令和 6 年度 現状値	46.8	令和 12 年度 目標値	70.0
----------------	------	-----------------	------

②取組指標の一覧

指標名	指標の定義
環境教育*の開催数（回）	市内の保育園・小中学校の環境教育の開催数
生涯学習講座の開催数（回）	みよし悠学カレッジ*における環境学習に関する講座の開催数
環境活動団体数（団体） （再掲）	環境美化活動や資源ごみ回収を行う団体数
環境分野の公益活動団体数（団体）	公益活動団体の中で環境保全に取り組んでいる団体数

①環境学習の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んで行くためには、各主体が環境問題解決に向けた共通の認識を持つことが必要です。そのためにも、みよし市が抱える環境問題と解決のために推進していくべき取り組みについて理解を深め、それぞれの主体が何ができるかを考えることが重要です。

そこで、環境学習の場や機会の充実を図り、市民や事業者の積極的な参画を推進していきます。

5.①.1

学校教育・生涯学習の充実

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
子どもの自然体験学習の推進	子どもが学校教育を通じて自然とふれあえる体験学習などを推進します。	○	○	○
生涯学習における環境学習の推進	環境について幅広く学ぶことができる生涯学習を推進します。	○	○	○

5.①.2

環境教育の実施体制の構築

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
総合的環境教育*・学習プログラム構築	総合的な環境教育や環境学習のあり方についての調査・研究を進め、学習プログラムの構築を目指します。			○
総合的環境教育・学習プログラム推進体制の構築	総合的な環境教育や環境学習の推進を図っていくための体制を構築します。			○

【環境学習の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
環境教育*の開催数（回）	31	20
生涯学習講座の開催数（回）	8	15

【市民・事業者・市の行動指針】

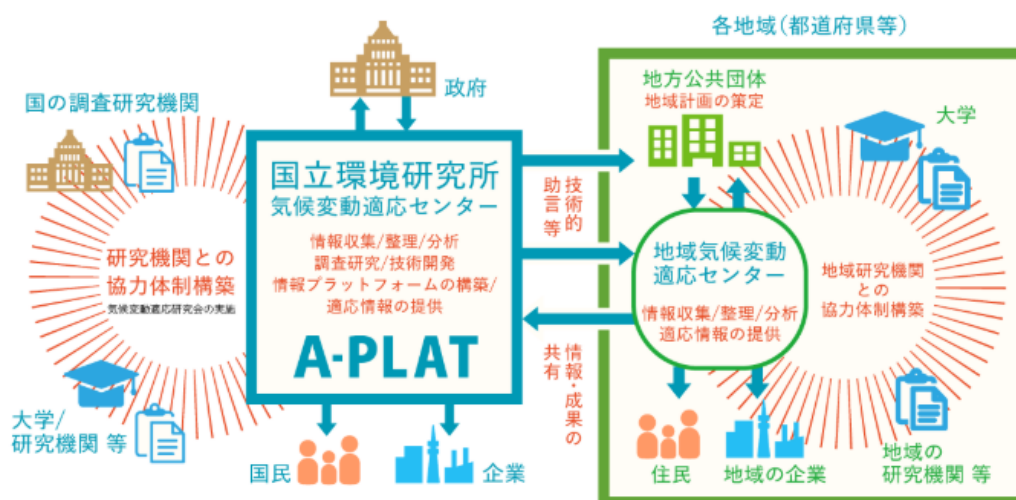
主体	行動指針
市民	● 家庭で環境について話し合います。 ● 環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 日常生活の中で環境に関する情報や知識に触れ、考えるよう努めます。 ● 市民主催の環境学習講座や、環境保全の活動を実施します。
事業者	● 環境教育・環境学習に積極的に参加・協力します。 ● 事業活動の中で、従業員の環境意識の啓発に努めます。
市	● 学校教育の総合学習などにおける環境教育を推進します。 ● 学校校舎のエコ改修などにより、環境を意識できる場の形成に努めます。 ● 身近な自然にふれあい、環境保全に対する理解を深めるため、生涯学習講座などの環境教育を推進します。 ● 環境調査や体験学習などによる学習プログラムの構築を支援します。

コラム

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

気候変動*適応情報プラットフォーム（A-PLAT）は、気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また、正の影響を活用した社会構築を目指す施策（気候変動適応策）を進めるために参考となる情報を、分かりやすく発信するための情報基盤として、平成 28（2016）年に立ち上げられました。

A-PLAT では、国立環境研究所が気候変動影響や適応策に関する科学的知見や適応に向けた様々な取り組みなどの情報を発信しており、地方公共団体、事業者、個人などさまざまな主体における適応策の推進に寄与しています。



（出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）
<https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>）

②環境保全行動の推進

【施策の基本的方向】

本市の多様化する環境問題に取り組んでいくためには、市民、事業者、行政の協働*により環境問題に取り組んでいくことが必要です。

このため、各主体の持つ知見や、取り組み内容などの情報を日常的に共有し、活用することが重要です。また、市内のネットワークだけでなく、他の自治体や地域とのネットワークの構築により、広域的な視点での取り組みを推進していきます。

5.②.1

協働による環境保全の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
協働ネットワークによる環境保全	市民、市民団体、事業者、教育機関、市などが、環境保全に対する意識を高め、環境保全活動に取り組みます。	○	○	○

5.②.2

環境情報の収集・発信

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
環境情報の収集・活用	環境に関する最新情報や研究成果などを収集・活用します。	○	○	○
環境情報の共有	広報誌やホームページを活用して、環境に関する情報を各主体が共有します。	○	○	○

5.②.3

広域的な環境保全活動の推進

取り組み	概要	実施主体		
		市民	事業者	行政
広域ネットワークによる自然環境体験学習	市外の人々と交流し、自然環境を学び、体験する機会や活動を推進します。	○		○

【環境保全行動の推進に対する取組指標】

指標名	令和 6 年度 現状値	令和 12 年度 目標値
環境活動団体数（団体） （再掲）	128	125
環境分野の公益活動団体数（団体）	13	10

【市民・事業者・市の行動指針】

主体	行動指針
市民	●市内外での環境保全活動への積極的な参加に努めます。 ●環境に優しいライフスタイルの実践に努めます。 ●市の広報紙やインターネットから積極的に情報収集します。 ●環境に関する調査や活動から積極的に情報収集します。 ●市民団体が行った環境に関する調査結果や活動内容を市に提供します。
事業者	●市内外での環境保全活動への参加・支援を推進します。 ●事業活動による環境負荷の低減に努めます。 ●公害を防止し、環境保全に配慮した事業活動を推進します。 ●事業活動や社会貢献活動を通じて、地域の環境保全に貢献します。 ●エコビジネス*を展開するよう努めます。 ●事業者が自ら行っている環境に関する取り組みや情報を市・市民に提供します。 ●従業員に対する環境教育*を推進します。
市	●環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進します。 ●国・県・市の環境に関する情報を市民・事業者積極的に提供し、情報の共有を推進します。 ●市民や事業者などの相互交流の場の提供に努め、環境保全に関する意識向上を図ります。

【NPO 法人みよしの自然環境を守る会】

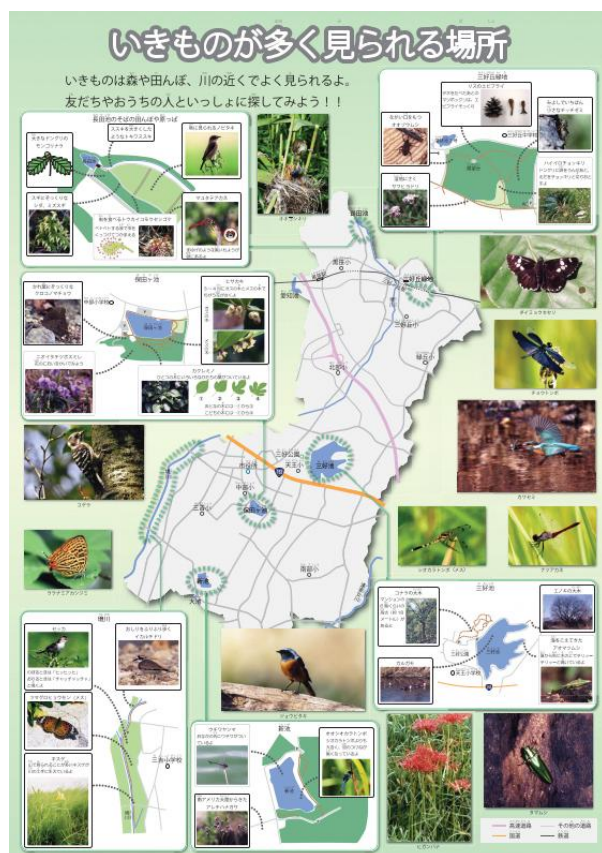
NPO*法人みよしの自然環境を守る会では市と協働*し、市内在住の親子や小学生を対象にした自然観察会などを実施し、里山*の昆虫観察や植物観察、田んぼやビオトープ*などでの水生生物*調査を通してみよし市の自然の大切さを学ぶ機会を提供しています。

【みよし里山まもり隊】

みよし市里山まもり隊は、みよし市の自然を残したいと集まった有志で結成された団体であり、三好丘緑地で市内在住の親子を対象にした自然観察会や近隣の竹林の手入れを行っています。里山林は、多くの生き物のすみかであるとともに、地下水を蓄え、大気中の二酸化炭素（CO₂）を樹木に蓄えることで地球温暖化を抑えるなど大切な役割を担っており、みよし里山まもり隊は、三好丘中学校と北中学校の PTA 活動をしている「おやじの会」とも協力して保全活動を進めています。

【保田ヶ池どんぐりの会】

保田ヶ池どんぐりの会は野鳥や昆虫などが集えるような緑豊かな自然を残すことで多くの人がくつろぎ憩える保田ヶ池公園を目指した活動を行っています。また、市内の事業者である株式会社三五と市と協働で保田ヶ池南にドンぐリの森の整備を進めるなど、市民の心を温める緑地を目指した保全活動も行っています。



第4章

計画の推進

1 計画の周知

第2次みよし市環境基本計画の施策・事業を着実に推進するためには、市民や事業者などの各主体への計画の周知が重要となります。同時に、協働*による環境行動*で高い効果を発揮させるため、未だ馴染みのない取り組みを広めるためにも、市民一人ひとりが本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠です。

そのため、第2次みよし市環境基本計画本編や概要版を市広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、市民や事業者など多くの人に、趣旨や内容について周知を図ります。

あわせて、未来を生きる子どもたちに向けて環境やSDGs*に関する効果的な周知・啓発を行うための「子ども版環境基本計画」を作成し、若年層への積極的な情報発信を図ります。

2 計画推進の体制

(1) 計画推進主体

第2次みよし市環境基本計画の実現に向けて、各種施策や事業を市民・事業者、みよし市（行政）と「みよし市環境審議会」がそれぞれの役割と責任のもと相互に協力・協働しながら推進します。

①市民・事業者

- 環境行動を実践する主体として、本計画に示す事業に主体的・自発的に参画して協働で取り組みます。
- 協働による取り組みの成果や意見・課題は、市にフィードバックし、事業の効果的な推進を図ります。

②みよし市（行政）

- 市民や事業者の環境行動を支援し、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
- 国や県などと連携・協力し、国などが実施する環境政策を本市においても着実に推進します。

③みよし市環境審議会

- みよし市環境基本条例第26条の規定による市長の諮問に応じて、環境の保全、環境美化および環境衛生に関し必要な調査および審議を行い、市長に対し答申します。
- 委員は学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者などで構成します。

（２）計画推進管理

みよし市の環境・まちづくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、PDCA サイクルによるスパイラルアップで本計画を確実に推進していきます。

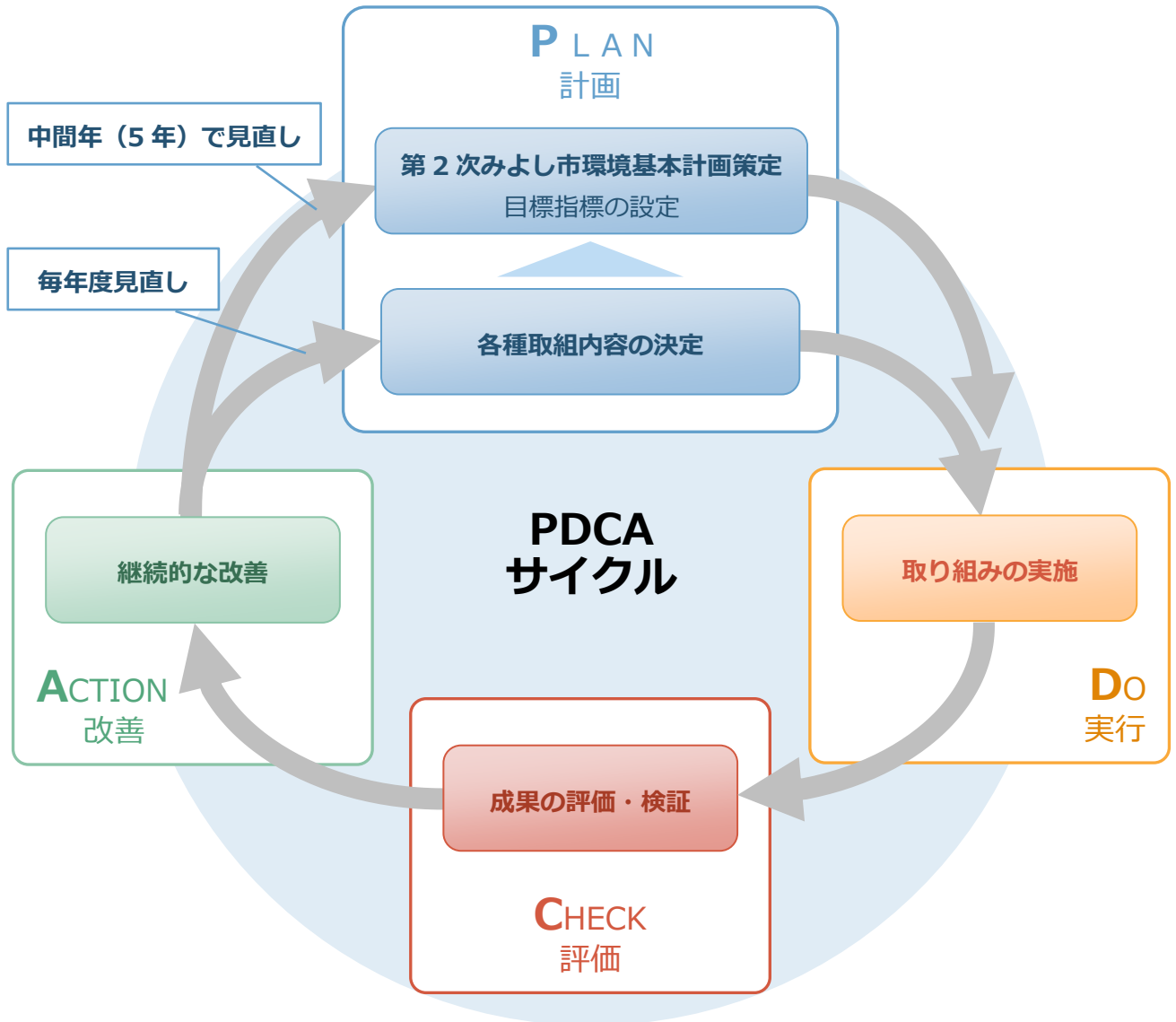


図 40 計画推進管理

資 料 編

資
料
編

3 みよし市環境基本計画索引および用語解説

50 音	用 語	掲載頁	解 説
あ	アイドリングストップ	56	交差点などでの停車時に自動車のエンジンを止めること。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされる。
	アジェンダ	2,4	計画。予定表。議事日程。協議事項。特に、政治・政策的な分野で、検討課題、行動計画、の意で用いることが多い。
い	インフラ	83,90	社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
う	ウェルビーイング	4,10	「身体的・精神的・社会的に良好で、自分らしく生き生きと過ごせている、持続的な幸福や充実感のある状態」を指す概念のこと。
	ウォームシェア	91	暖房時の室温 20℃設定で心地良く過ごすことのできるライフスタイル「ウォームビズ」の一環として、家庭や地域で楽しみながら節電を行う取り組みのこと。
	ウォームビズ	54	平成 17 年度から冬期の地球温暖化対策のひとつとして推奨する、過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。
	雨水浸透枳	80	川氾濫・地盤沈下の防止や地下水の保全などのために、雨樋に集められた雨水を地中に浸透させる工夫を施した雨水枳。
え	叡智	3	すぐれた知恵。深く物事の道理に通じる才知。哲学で、物事の真実在の理性的、悟性的認識。また、それを獲得しうる力のこと。
	エコドライブ	56,57	省エネルギー、CO2 や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。
	エコビジネス	97	環境への負荷の低減に資する商品や、サービスを提供したり、様々な社会経済活動を環境保全型のものに変革させる上で役立つ技術やシステム等を提供するようなビジネスを中心とする幅広い概念のこと。
	NPO	4,29,43,98	非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。
	LED	59	発光ダイオードとも呼ばれ、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。発光原理はエレクトロルミネセンス (EL) 効果を利用している。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
お	OA 機器	54,59	オフィスオートメーションに必要とされる機器の総称。コンピューター、コピー機、ファクシミリ等。
	温室効果ガス	4,12,50,52,55	大気圏にあった地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。 対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）の7物質。
か	外来種・外来生物	2,23,25,26,61,66,71	もともとその地域に生息していなかったのに、他地域・他国から意図しないものも含めて人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種が繁殖すると、本来の生態系を脅かし、農業、林業などにも影響を与える。
	化石燃料	50,52	石炭、石油、天然ガスなど、有機物の化石のうち、人間の経済活動で燃料として用いられるもの。地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできたもので、現在社会の主要エネルギー源となっているが、埋蔵量に限りのある有限の資源。
	家庭部門	12	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門のこと。
	家庭用エネルギー管理システム (HEMS, Home Energy Management system)	20,51,53	電気やガス等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる。HEMSでは、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリー等に蓄電することで細やかな電力管理を行う。
	カーボンオフセット	59	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出努力をした上で、それでも排出削減が困難な部分について、他の場所で排出削減・吸収を実現する活動などに資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺（オフセット）すること。
	環境基準	22,37,62,69,84	環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染、騒音及びダイオキシン類について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。
	環境教育	45,46,47,93,94,95,97	人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育のこと。
	環境共生都市	2	環境問題に配慮し、人間と自然が共生することを目指すまちづくり（＝エコシティ）のこと。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
か	環境行動	8,45,46,83, 92, 93,100	環境に配慮した行動のこと。
	環境騒音	22,37	ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混ざっている騒音のこと。
	間伐	44	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施して樹木の間隔を広げる伐採。
き	気候変動	2,3,4,50,83,90, 91,95	近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。
	吸収源	58,59	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。
	共助	38	家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと。
	協働	2,4,8,43,45,46, 50,66,67,68,72, 73,83,88,89,92, 93,96, 98,100	市民・事業者・行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下、対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く・行動することを指す。
く	グリーン購入	78	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
	クールシェア	91	オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うこと。
	クールビズ	54	地球温暖化対策の一環として、平成 17（2005）年度から政府が提唱する、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。
け	景観作物	65,66	農耕が放棄された遊休農地や田畑に、見て楽しむと共に観光などにも活用する植物のこと。 菜の花、コスモス、ヒマワリなどがその代表的なものである。
こ	広域連携	90,91	近隣自治体と共同で事業に取り組むこと
	公害防止協定	30,42,63,70,84, 86	地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のこと。
	光化学オキシダント	22,37	窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
こ	降下ばいじん量	22,37	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を受けて、光化学反応で生成された酸化性物質のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害の他、農作物など植物へも影響を与える。
	コミュニティバス	57	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスのこと。
さ	サイクルアンドライド	55,57	出発地から自動車を利用し、途中で鉄道等の公共交通に乗り換えて目的地まで移動する方式。
	再生可能エネルギー (再エネ)	50,51,52,53,54, 58,59,91	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。
	在来種	22,66	もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団のこと。
	再利用資源	31,32	みよし市においては「びん・かん・ペットボトル」のこと。
	里山	30,61,63,64,65, 98	人里近くにある、生活に結びついた山や森林。適度に人の手が入ることで生態系のつりあいがとれている地域を指し、山林に隣接する農地と集落を含めていうこともある。
	産業部門	12	最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門のこと。
し	自然共生	2,8,23,25,27, 28, 61,62,83	生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間とが調和・共存していること。
	持続可能	2,3,4,8, 43,50, 61,74,83,92	環境保全と経済成長が対立するものではなく、両立し互いに支えあうものであることを示すもの。
	持続可能な開発目標 (SDGs)	2,3,4,6,8,10,50, 51,61,74,83,92, 100	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴。
	指標種	22	特定の環境条件を成育に必要とする生物の種類。環境条件や環境汚染の程度を知るめやすになる。
	樹林地	61,64	森林のうち、林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が 30%以上占めているところをいう。竹林、伐採跡地及び未立木地は含めない。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
し	循環型社会	3,76,79	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「循環型社会」を「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
	準用河川	38,42,84,90	一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。
	食品ロス	34,78	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄、事業系では、宿泊施設や結婚披露宴・宴会などにおける食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。
す	水生生物	30,44,63,65,66,98	海洋・湖沼・河川・地下水等の水中で生活している生物のこと。
せ	生態系	22,28,29,64,66,67,71	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。
	生物多様性	2,3, 28,61,67	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
	生物多様性戦略	3, 26	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。
	ゼロカーボン	13	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	ゼロカーボンシティ宣言	3,6,13,50,52,58	みよし市では令和元（2019）年 12 月 4 日に表明した 2050 年までに CO2 の排出を実質ゼロにする宣言。
そ	創・畜エネルギー	12	「創エネ」によって生み出されたエネルギーを蓄えておくこと（「蓄エネ」）。太陽光発電の場合、昼間に作った電気を貯めておけばより効率的に使うことができ、また、事故や災害などによって電気が使えなくなった場合にも役立てることが可能。
た	太陽光発電	20,51,53,54,59	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。
	第 10 回生物多様性条約締結国会議（COP10）	3,62	2010 年 10 月に名古屋市で開催された、生物多様性条約（CBD）の 10 回目となる締約国会議（COP）。遺伝資源の採取・利用と利益配分（ABS）に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
た	第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21)	3	2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（あわせて京都議定書第11回締約国会議（COP/CMP11）も開催）。最大の焦点であった、京都議定書後における2020年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。
	多自然型河川	30,63,65	河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うこと。河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮することが重要となる。
	脱炭素	8,12,13,14,16,18,50,51,83	二酸化炭素の排出が実質ゼロであること。
ち	地域資源	8	「その地域ならではのリソース（産業資源）」である、特産品や観光名所のこと。
	地域循環共生圏	3,10	第五次環境基本計画で提唱された、複数の課題の総合的な解決に向けた考え方。各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的なつながり（人、資源等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすという考え方である。
	地球温暖化	2,3,4,13,16,19,50,51,52,57,76,81,90	温室効果ガスの増加により、地球から放出される熱量よりも吸収される熱量が増え、地球の平均気温が上昇していく現象。
	蓄電池	91	電気を蓄えておき、必要な時に使うことができる設備。停電対策や、安い夜間電力を貯めて昼間に使用することによる節電等に利用される。
	地産地消	14,15,79,80	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源・エネルギー等をその地域で消費すること。
	中水	80	ビルや大規模施設の排水を再生処理してトイレ洗浄水、散水用水などの雑用水として利用すること。上水と下水の中間に位置することから中水といわれている。
	鎮守の森	30,63,64,66	鎮守神を祭った神社の境内にある森のこと。
て	低公害車	20,51,55,56,57	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。
	低炭素	2,16,51	二酸化炭素の排出を抑制すること。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
と	東海丘陵湧要素植物群	22,64	矢並湿地、上高湿地及び恩真寺湿地を含む湿地群の総称で、2012 年 7 月 3 日に国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」に登録された。
	透水性舗装	80	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。
ね	燃料電池	20,51,53	水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置。発電の際に生成されるのは主に水であり、窒素酸化物や硫黄酸化物などを排出しないクリーンなエネルギーである。
の	ノン・ステート・アクター	4	non-state actors（非国家主体） 企業や自治体、NGO など、国家政府以外の多様な主体のこと。
は	バリアフリー	29, 42,62, 71, 73, 87,89	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方のこと。
	パリ協定	2,3,4,10	2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016 年 11 月 4 日に発効された。
ひ	ビオトープ	28,29,66,73,89, 98	生物群集の生息空間を示す言葉（外来語）である。日本語に訳す場合は生物空間、生物生息空間とされ、転じて生物が住みやすいように環境を整備した場（沼沢地など）を指す場合が多い。
ふ	賦存量	59	ある資源について、理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたっての制約などは考慮に入れないため、一般にその資源の利用可能量を上回ることになる。
	不法投棄	72,73,88,89	廃棄物が定められた場所以外、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄されること。
	フリーマーケット	34,78	元来は蚤(のみ)の市 flea market。転じて、不用品を広場などに集めて交換・売買する青空市 free market の意。〈物を大切に〉という考え方に基づいたシンプルなライフスタイルの発想が、省資源、環境問題、リサイクル運動などと結びついて、各地に広まっている。
へ	ペーパーレス化	78	企業や官庁などで、紙を使わずに情報や資料をコンピューターなどによって処理・保存すること。
み	みよし市生物多様性戦略	3,26	多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づく「自然共生のまちづくり」を目指す仕組みとし、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略。

50 音	用 語	掲載頁	解 説
み	みよし市ゼロカーボンシティ推進計画	2,3,12	2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた計画。(令和 7 年 3 月策定)
	みよし市総合計画	2,5,6,8,58	今後のみよし市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画。
	みよし市地域公共交通計画	12	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方等を定めるもの。(令和 2 年 3 月策定)
	みよしの環境	21,22,37	環境調査の結果などを掲載し、みよし市の環境の状況をまとめたもの。
	みよしの統計	12,21,32,38	「みんなで築くささえあいと活力の都市(まち)」を明日の都市像に掲げ、躍進する本市の人口、産業、社会及び教育文化等各分野にわたる基本的な統計資料を収録し、市勢の推移や現況を明らかにしたもの。
	みよし悠学カレッジ	44,47,93	みよし市教育部生涯学習推進課主催の、楽しい学びをはぐくむまちをめざした生涯学習講座。
ゆ	遊休地	54,59	住宅や農地や駐車場などをはじめとした、どのような用途でも使われておらず有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。
	遊休農地	21,30,63,65,66	農地法において定義されている用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、またはその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地のこと。
よ	4R	74,76	Refuse(リフューズ、断る)Reduce(リデュース、減らす)Reuse(リユース、繰り返して使う)Recycle(リサイクル、資源として再生利用する)の頭文字をとったもの。
り	リサイクル	31,32,33,34,35,36,74,75,76,77,78	ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。
	リデュース	76,77	一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。
	リフューズ	76,77	ごみになるものを買わないこと。
	リユース	34,76,77,78	一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。
	緑被率	62	ある地域又は地区における緑地(被)面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。



Miyoshi City

